

国際協力銀行（国際金融等業務）および日本貿易保険における
環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する
コンサルテーション会合（第13回）

2008年9月3日（水）

（13:30～17:35）

国際協力銀行本店9階講堂

【司会】

それではそろそろ時間でございますので、これから始めさせていただければと思います。

国際協力銀行（国際金融等業務）および日本貿易保険におけます環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合、本日 13 回目ということでございますが、ただいまから開始させていただければと思います。私、引き続きまして司会・議事進行役を務めさせていただきます国際協力銀行の鷓木と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

いつもお願いしていることですが、本日の会合にあたりまして、毎回同じことですが、いくつかご連絡およびお願いをさせていただければと思います。まず本日の時間といたしましては 17 時半までの 4 時間というめどで進めさせていただければと思っております。途中 10 分から 15 分の休憩を入れさせていただければと思います。

それから毎回させていただいておりますけれども、この会合の議事録につきましては逐語で公開をさせていただくという前提にしております。ご発言にあたりましては、冒頭にご所属とお名前をおっしゃっていただければとお願い申し上げます。ただ、匿名を希望される方がいらっしゃいましたら、同様にその旨を冒頭におっしゃっていただければと思ひます。

それから多くの方からのご意見をいただければと思ひますので、なるべく簡潔なご発言にご協力をお願いしたいという点と、それからガイドラインの改訂という目的の会合ですので、個別案件に関するご質問、ご意見はご遠慮いただきたいという点、これはいつもどおりということでございます。本日も活発な、なおかつ、実のある議論になりますように、皆様のご協力をお願いできればと考へております。

それでは本日の議事と申しますか会合の内容につきまして、JBIC の藤平からご説明をさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひします。

【国際協力銀行 藤平】

本日もお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。本日も、それからすでにもうアナウンスしておりますけれども、9月8日（月）と2回、今回用意いたしました改訂のドラフトについての議論ということでお時間をいただいております。

改訂のドラフトは、私どもが NEXI さんと頭をつき合わせながら、ときに難しい議論もした上で作ったものですが、基本的には前回の改訂の方向性で改訂するというふうに決定

しました。その改訂の方向性の内容に、私どもなりの判断ですが、できるだけ忠実にドラフトしたとっております。もちろん今日の議論で皆様方からのご意見があって、場合によっては一部修正ということがあるかもしれませんが、できる限り今日の段階で文言などの論点については出していただいて、もちろん今日セットできれば、それはそれで結構ですし、もし積み残しということがあった場合でも、8日の段階にはセットという格好に持っていきたいと考えておりますので、ぜひご協力をいただきたいと思います。

お手もとはJBICの改定案とNEXIさんの改訂案とそれぞれあると思いますが、内容的にはほとんど同じなものですから、JBICの改定案をベースにしながらご説明をしていきたいと思っております。すでにウェブアップしておりますので、ある程度皆様方には読んでいただいているという前提で話を進めたいと思っておりますが、一応簡単にポイントとなる項目をご説明したいと思っております。その上で、ひととおり終わった上でという格好にしたいと思っておりますが、論点があれば、また上から見ていくような格好でという感じにしたいと思っております。私からは以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。それでは今、説明がありましたようなかたちで本日の議事を進めさせていただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それではJBICのガイドラインのテキストの案文につきまして、まず全体のご説明ということで、これはJBICのほうからお願いいたします。

【国際協力銀行 松田】

本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございました。

では、今、藤平から説明がありましたように、JBICのほうの資料をベースに、まずひととおりポイントとなるところをご説明したいと思っております。

お手もとに国際協力銀行と書かれている資料が三つあるかと思いますが、一つはA4の横で、三段表のようなかたちになっているもの、それからチェックリスト追加項目案というのと、ガイドラインFAQ案という三つがあるかと思いますが、この三つを使いながらご説明をしていきたいと思っております。

今回、JBICとNEXIとそれぞれ資料を作っていますのは、現行のガイドラインがJBIC/NEXIでほとんど同じ内容になっているとはいえ、やはり違うところがございます

ので、それぞれのガイドラインに今回の改訂の案文を盛り込むというかたちで資料を作っておりますので、別々のかたちになっております。

ただ、チェックリストの追加項目案については全く同じですし、FAQ 案のところは、最初の項目のところだけ JBIC のほうには追加されているということで、差異としてはそれほど大きなものではございません。

ではベースとして A4 の横の三段表を使ってご説明をしていきたいと思っております。これは NEXI さんのほうも作っている同じような三段表でして、見掛けは若干違うのですが、内容としては全く同じでして、いちばん左側の欄に現行のガイドラインが記載されている。真ん中に改訂案文、いちばん右に、私どものほうでは特記事由となっておりますが、NEXI さんのほうは論点番号等というかたちで、今回改訂したものが今までの論点のどこにあたるか、またどういう理由で改訂するかということが記載されているといった構成になっております。

では JBIC のほうの A4 の横の紙を見ながらご説明ということなのですが、まず最初に申し上げておかなければいけないのは、コンサルテーション会合の間では協議しなかったのですが、ご存じのとおり私どもの組織はこの 10 月に大きく変わりますので、それに伴って当然にガイドラインの書きぶりを変えなければならないということがございます。簡単に言いますと、ODA の部分が抜けますので、開発とか援助とかそういったことに類するような部分はガイドラインから削除というかたちになります。ここは会合の間では、要するに組織変更に伴うものなので、協議の対象の必要性はないということではございますが、そういった組織変更、移行に伴った改訂についても、今回はこの案文のほうに載せてありますので、その点ご理解いただければと思います。

では 1 ページ目を開いていただきまして、ここは右側の欄に書いてありますように、新組織の業務を踏まえたものでの改訂というものです。次のページ、3 ページ目ですが、こちらにも 1 ケ所ありますが、これも同様です。4 ページ目は特にございませんで、5 ページ目の真ん中あたり、色が変わっているところですが、「論点 2.3 国際的基準の明確化」となっているところですが、ここは改訂の方向性の議論をしたときに、私どものほうで、具体的にこういったかたちでと提案させていただいている部分ですが、私どもの環境レビュー、実際の実態に合わせたかたちでここは改訂をするということで、基本的には世銀のセーフガードポリシーを見ながら環境レビューをする。ただし、プロジェクトファイナンス案件に関しては IFC のパフォーマンススタンダードということをはっきりここに明記す

る。しかも現行のガイドラインでは参照という扱いですが、実際の環境レビューではもっとそこは厳密に見ているということで、言葉もそこを変えまして、適合するというかたちでご提案させていただいたところですが、それをここに反映しているということです。

ここで一つ申し上げておかなければいけないのは、NEXIさんのほうは、やはり同じA4の横の紙ですが、4ページ目にあたると思いますが、そこでの書きぶりは、世銀のセーフガードポリシーについて一つひとつOP何番とか、パフォーマンススタンダードについても1から8とか、具体的にそこに適合しているかどうかを確認する、セーフガードポリシーなどを限定するようなかたちで列記しているわけですが、JBICの場合については、本文のほうには記載しておりませんで、FAQのほうに明記しております。ガイドラインのFAQ案を見ていただきますと、1ページ目の最初の項目のところに、世銀のセーフガードポリシー、IFCパフォーマンススタンダードについては追加されております。

ここは実務的なと言うとあれなのですが、私どもJBICはガイドラインを冊子にして皆様にお配りしているというところがありまして、あまり細かく書いて、仮に世銀のOPなどが変更になったときに、いちいち全部それを修正するとなると、せっかく作った冊子が無駄になるということもあるものですから、本文のほうに細かく書くのは何かあったときのことを考えるとまずいだろうということで、内容としては全く同じなのですが、FAQのほうに落とさせていただいたということです。

もう1点だけご説明を加えさせていただきたいのは、これも改訂の方向性の議論ときにこちらのほうからご説明しておりますけれども、IFCのパフォーマンススタンダード、原則はプロジェクトファイナンス案件ということなのですが、実際には私どもと協融する民間の銀行さんの中で赤道原則に入っている銀行さんの場合はケースバイケースで、PF案件以外のプロジェクトものについてもIFCのパフォーマンススタンダードを適用している事例がありますので、そこも具体的に実際にそういったことが起きていますので、ある程度そこは柔軟に対応できるように、案文のほうではプロジェクトファイナンス案件の場合及びその他適切と認める場合ということを付けさせていただいております。

ここは以上でして、次の6ページ目は新組織のところでした、7ページ目、カテゴリ別の環境レビューと真ん中へんにあるかと思いますが、ここも具体的にこの箇所について今までコンサルテーション会合の中で協議したということではないのですが、今回の改訂案文を作るにあたって、全体の整合性を取るということでここは改訂しております。

具体的にご説明しますと、現行のガイドラインでは、我々の方に提出しなければならない書類として EIA、大規模非自発的住民移転がある場合には、その住民移転にかかわる基本計画等が提出されなければならない。これは現行のガイドラインに書いてあるわけですが、今回はそれに加えて、さらに私どものガイドラインの第 2 部のほうでは、先住民族の計画についても言及する規定を今回盛り込むことを考えておりますので、そちらのほうもここに書くということで、あとは住民移転計画とか、現行では基本計画となっていたものが、用語の整合性を取るかたちで修正して、EIA、それから大規模非自発的住民移転がある場合は住民移転計画、先住民族の関係がある場合は先住民族計画、この三つをここに列挙するというかたちで改訂しております。

次は 9 ページ目になりますが、情報公開です。情報公開で改訂の方向性の議論のときに、いくつかポイントはあったと思いますが、特に争点となったのは公開の範囲です。それからプロジェクト実施主体者等への働きかけの話ということだったかと思うのですが、この情報公開のところもここに反映するかたちで盛り込んでいます。

まず最初のパラです。現行のガイドラインの規定に続けるかたちで働きかけのところをここに案文として入れてあります。本行は、プロジェクト実施国における関係法令等を踏まえつつ、借入人等を通じたプロジェクト実施者への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努めるということでここに加えているということです。

次の次のパラのところ、ここは現行のガイドラインと基本的には同じ内容でして、全体、他のところを改訂の案文を入れましたので、ちょっと文言を整理したということです。

次のパラに、範囲と言うとあれなのですが、EIA 報告書以外、環境アセスメント報告書以外の文書についての規定をここに記載しております。これも我々が今までご説明してきたように、環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書のうち、現地国で一般に公開されている文書については私どもも公開するというをここに明記したということです。

今までの議論の中にありました翻訳版も、今まで私どもがご説明しているように、現地で公開されていれば我々も公開しますということを申し上げておりますが、翻訳版もこの原則にのっとって対応するというかたちになります。

ここに具体的な文書名を入れたほうがいいかどうかという議論もあったと思うのですが、そちらのほうは、また FAQ の A4 の紙を見ていただければと思うのですが、1 ページ目の下の項目のところ、ではこの文書は具体的にどういうものがあたるのかということに

ついて記載しております。基本的には環境管理計画、大規模住民移転が発生する場合には住民移転計画、それから先住民族計画ということですが、一応これをよく読んでいただければ、最初のところに、以下に限られるものではありませんということも付しております、ここには具体的に計画を列記していますけれども、それに限るものではないというかたちでFAQのほうには盛り込んでおります。

また本文のほうに戻っていただきまして、次の次のパラのモニタリングのところですが、こちらについても、今まで私どもがご説明させていただいたように、現地で公開されているものの範囲内で私どももモニタリングの結果を公開するというのでここも規定を盛り込んでおります。

次に 11 ページ目です。いちばん下の検討する影響のスコープというところに青字で労働環境（労働安全を含む）ということがあるかと思いますが、ここは論点 22、それから追加論点の 3 のところで議論させていただいて、こういったかたちでの案文はすでにご提案させていただいております、それをここに盛り込んでいるということです。

ここは、では具体的にどういうものをチェックするのか、確認していくのかということに関しては、チェックリストの追加項目案という A4 の 1 枚の紙に今回チェックリストに追加すべきと考えられる項目を挙げておまして、その下のほうに労働環境という項目が書いてありますが、ここに主なチェック事項ということで具体的なチェック内容について規定するというかたちで考えております。

次は 12 ページ目ですが、ここももうすでに改訂の方向性のところで具体的にこういった案文でということをご提示させていただいた生態系及び生物相ということです。これを新たに第 2 部のほうに 1 項目として追加しました。改訂の方向性のときの案文から少し整理はしておりますが、基本的にはそのときのご提案の分を入れているということです。

さらに重要な自然生息地、それから森林についての定義についても、ガイドラインのFAQの案のほう、2 ページ目の上のほうですが、世銀のセーフガードポリシーの内容を踏まえたかたちで定義を記載する。それに加えてチェックリスト追加項目案のところでは生態系という項目を加えて、主なチェック事項として森林認証の取得のところを入れるというかたちにしております。ここも、繰り返しになりますが、すでにご提案させていただいた内容を反映するかたちで改訂の案文を作っております。

それから同じ 12 ページの非自発的住民移転のところですが、二つ目のパラですが、ここも改訂の方向性のときに私どものほうからご提案させていただいた内容、再取得価格とい

う言葉、それから補償を事前にとということ、その内容をここに盛り込むかたちで案文を作っております。

13 ページ目ですけれども、住民移転が続いているわけですが、その真ん中のところ、これもすでにご提案させていただいた内容ですが、苦情処理メカニズムが整備されていなければいけないという文言をここに加えました。さらに、最後のパラに住民移転計画について言及、それが作成、公開されていなければならない。しかも作成にあたっては協議をする。その協議は影響を受けている人々が理解できる言語と様式によって説明がなされなければいけないということをここに書いています。加えて、これもすでにご提案させていただいた内容ですけれども、世銀のセーフガードポリシーの OP4.12 を踏まえたかたちで、具体的な住民移転計画に盛り込まれることが望ましいということですので、その内容を別表というかたちで加えています。

次に先住民族のほうに移りますが、先住民族のほうも、現行はわずか数行の内容ですけれども、かなり内容を充実させた。最初のパラは住民移転の項と整合性を取るようなかたちで、非自発的住民移転の最初の項と同様の文章ですが、それをまず入れています。第2パラでは、ここは現行の内容とほぼ同じですが、FPIC の内容をより明確に示しています。事前に十分な情報が提供された上での自由な協議を通じて、先住民族コミュニティの合意が得られるように努めなければならないというかたちで FPIC の内容をここに盛り込んだということです。

次のパラに先住民族計画。これも先ほどの住民移転計画と同様なかたちでここに規定していきまして、別表としてやはり世銀のセーフガードポリシーのものを和訳して付ける。その内容が含まれることが望ましいということで規定するということです。

14 ページ、15 ページは特にありません。16 ページに、今申し上げました住民移転計画の世銀のセーフガードポリシーの Annex を和訳したもの、それから 17 ページに先住民族計画、これも同様に和訳したものをここに別表として付けるということです。

18 ページに移りますと、まず 3 ですが、一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性のところですが、これも論点 23 でこちらのほうからご提案させていただいたように、原子力発電を追記するというかたちで入れています。ここはさらに会合の場で安全確認のところについて具体的にどういうふうにするのかとか、どういう体制になっているのかということについて FAQ で記載できないかという話があったかと思いますが、それは FAQ 案をご覧いただければ、2 ページ目の最後のところ、安全確保についての FAQ で、それから 3 ペー

ジ目の次の項目には、具体的にこういった項目について確認が行われているのかということに記載しています。

すみません。FAQ について説明が漏れてしまったのですが、2 ページ目の真ん中、先住民族についても、先ほどの先住民族のところ、これも改訂の方向性の議論のときに私どものほうから具体的にご提案させていただいた内容ですけれども、先住民族に関する国際的な宣言や条約についての FAQ の項目も入れているということです。失礼しました。これはちょっと説明が漏れてしまいました。

19 ページ、20 ページは特にございませんが、ちょっと補足しなければいけないことがあります。改訂の方向性のときに、論点として地球環境保全の話があったかと思います。いろいろとこの場で議論させていただきまして、多くのご意見としては、ガイドラインとは次元が異なるのではないかという話であったかと思います。私どもも協議の結果を踏まえて、再度内部で検討した結果、皆様のご意見も理解できるところがありまして、私どもとしてもガイドラインとは別の扱いということで取り組む必要があるだろうと考えて、こちらのほうは今回この議論からは外させていただいたということがありますので、それは補足させていただければと思います。

それからお詫びですが、18 ページの真ん中の改訂案文のところですが、2 の影響を及ぼしやすい特性のところ、左側の現行のガイドラインの欄と見比べていただくと、大規模という言葉が抜けてしまいました。これは転記ミスでして、私のチェックが甘くて申し訳ありませんでした。さらにその下の 3 . 影響を受けやすい地域の(1)国立公園、国指定の保護対象地域のところですが、その後「等」という言葉が入ってしまっています。これは現行ガイドラインでもないのですが、ここも誤りです。ここは一切現行のガイドラインをいじっていませんので、ここで訂正させていただいてお詫びいたします。

以上、簡単ですけれども、私の説明は終わります。あとは NEXI さんから、NEXI さん独自の部分もありますので、私の説明が足りないところは補足していただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。では NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 小泉】

NEXI 独自の文案の改訂箇所は3点のみです。NEXI 改訂案の1ページ、論点4と書いてあるところで、保険種の列挙を削除しております。名前の違う保険商品があった場合に対象外であるような印象を与えるということもありまして、ここは削除しております。

それから2ページ、論点7と書いてあるところですが、カテゴリA分類の「発展途上国で実施され、かつ」という文言を削除しております。したがって先進国におけるプロジェクトであっても、カテゴリAにはなり得るということです。

それから4ページの論点8というところですが、カテゴリBの環境レビューですが、JBICと内容をそろえた規定にしております。以上3点です。

【司会】

ありがとうございました。ただいま JBIC および NEXI から説明がございました改訂ドラフトにつきまして、皆様からご質問、ご意見などをいただければと思います。その前に JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

進め方として、先ほど藤平からも話がありましたように、今、一応ひと通り説明いたしました。頭からご意見をお聞きしていくというかたちを取っていきたいと思うのですが、よろしいですか。

では JBIC の A4 横の三段表を見ながら行きたいと思います。基本的にはまず最初に出てくるのが5ページ目の国際的基準の明確化のところですが、それ以前のところで何かもしあればですが、なければ国際的基準の明確化のところから行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では5ページの国際的基準の明確化のところ、何かご意見、ご質問等あればよろしく願います。

【司会】

5ページのところ、あるいはそれまでのところでも結構かと思いますが、何かご意見、ご質問などございませんでしょうか。

【国際協力銀行 松田】

よろしいでしょうか。では次に移りまして、7ページです。会合の場での協議というわけではありませんが、全体の整合性を取るかたちで具備したカテゴリ別の環境レビューのカテゴリAのところの書きぶりです。こちらについてご意見、ご質問等あればお願いいたします。

ありがとうございます。では続けて9ページの情報公開のところですが、こちらでご意見、ご質問等あればお願いいたします。

【FoE Japan 神崎さん】

松田さん、ご説明ありがとうございました。今のご意見というのは本文に関してですか。FAQも含めてということよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それではFAQにつきまして1点ご提案があります。先ほどの松田さんのご説明によりますと、入手した文書で実施国で公開されている文書には翻訳版も入るということで、翻訳版については、これまでの議論の中でもかなり時間をかけて話し合ってきた経緯があります。

実は翻訳版について、今おっしゃっていただいたように入るということは確認できたのですが、なにせ他の入手する文書は多くの場合が計画というような類のものであって、翻訳版というのは何か性質の違うものという印象を受けるのです。なので今こういうふうに言っていたのですが、えてして忘れ去られてしまいそうな印象を持っておりまして、私の提案は、翻訳版がある場合は翻訳版も同様の扱いですということ、FAQの今の案の2番目に入手した文書とありますが、どのようなものがありますかの中にひと言入れておいていただければ、今後も忘れられることなく、翻訳版がある場合は公開されるという確認ができるかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

ありがとうございました。趣旨としては、先ほど説明したようにここは含まれるということですので、FAQにどうかたちで入れるかというのはちょっと検討させていただき

ます。

他にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。特にないようでしたら、次は 11 ページのところですが、影響のスコープの労働環境のところですが、ここについてご意見、コメント等あればお願いいたします。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

労働環境というものを新たに検討する影響のスコープの中に入れていただきましてありがとうございます。もともと私のほうで提案したのは、労働環境、労働安全を含むというものの中身を多少ガイドラインの本文に何か書けないのでしょうかということをお願いしたのですが、一応それはチェックリストに書くということになり、それはそういうことでいいのだろうなと思っているのですが、チェックリストの話をしてもいいですね。

チェックリストで拝見すると、労働環境のところは四つありまして、下の三つについては特に意見はないのですが、上のプロジェクト実施者は当該プロジェクトにおいて遵守すべき当該国の労働環境に係る法令に違反していないかというチェック項目になっています。いろいろな意見をまた言って、いろいろ考えていただいてありがとうございます。

私が 1 点コメントしたいのは、私がもともと考えていたのは強制労働とか、児童労働とか、団結権とか、差別とか、それぐらいのことで、それぐらいといってもけっこう大変ではないかというご意見もあるかと思うのですが、ある程度限られた分野の話を言っていたのですが、いろいろな議論の経過の中で、当該国の法令は当然守らなければいけないものだから、そういうことの中で当該国の労働環境に関する法令と書いたらどうかということになったわけですが、よく考えてみると当該国の労働環境に係る法令というのは、例えば最低賃金とか、労働時間とか、解雇のときにいろいろな規制をしている場合があったりして、とにかくいろいろなものがあると思うのです。それを全部確認するのかということもあり、それもけっこう大変な作業になってくるだろうし、業者のほうも大変なのかなという感じもしていて、要するにコアになる部分というか中心的に見る部分がむしろわかるほうがいいのかなのというのが一つの問題と、あと逆に言うと、私がコアだと思っている部分が、当該国の法令でよくわかりにくい書き方になっている場合があって見落とされるのも困るなという二つの側面がありまして、もう少し何らかの例示ができないだろうかということがコメントです。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

鈴木さん、ご意見どうもありがとうございました。今回、本件についてはご提案の段階からいろいろとご専門的なところのご解説もいただいた中でこういう条文にまとまってきたというところをまずお礼を申し上げたいと思います。

本件につきましては、鈴木さんがおっしゃったとおり、いわゆる労働の基本原則の中で四つというご提案でした。具体的には児童労働の禁止、強制労働の禁止、団結権・団体交渉権の確保、それから不当・差別的な解雇の禁止、これらのものが鈴木さんがおっしゃるところのコアな部分というご提案でした。私どもとしても、このチェックリストの中で新たに労働という概念を安全とともにチェックしていく中では、産業界の皆様からのご意見がありましたし、NGO の皆様からのご意見があった中で、何をとらまえて、あるいは過剰な負荷にならずにポイントを押さえられるかというところでこの文言にしております。

具体的に申しますと、これまでの議論を踏まえて文言として斟酌した点が大きく2点あります。一つは、鈴木さんは今回触れられなかったのご理解いただけたということなのですが、誰がこの対象になるのだろうか。プロジェクト実施者は誰に対して労働法令を守っていかなくてはいけないのだろうかということで、雇用の範囲とか、雇われていない人が児童労働にあたりするのではないかといった意見もあったわけですが、私たちとしては、当該プロジェクトにおいて遵守すべきという言葉の中で、例えば児童労働は誰に対してではなくて、児童を契約関係の有無にかかわらず不当なかたちで扱ってはいけないといったものですので、そうしたものも当然入ってきますし、直接的に雇用する労働者というのはまた一義的に読める。あるいは当該国の法令によっては、間接的に雇用する人間、委託とか請負とか、そうしたものに対しても配慮しなければいけない規定があったり、労働安全というのは基本的に安全のフィールドの中で従事している方であれば、おそらく雇用の形態については広いかたちで取り扱われるということで、こうしたところをすべて逐一書くのではなくて、当該プロジェクトにおいて遵守すべきというかたちで網羅しております。

鈴木先生のお問い合わせに対する説明としては、何をチェックするんだということなのですから、もちろん労働法令というのは非常にたくさんあるわけですから、これを逐一守っている、守っていないという確認は非常に大変ですし、また実質的には守れてい

るか守れていないかで外形的に見ればわかるというか、鉱山をちょっとのぞいてみて、小さい子どもがちょこちょこ歩いていれば、それは外形的にわかるわけですが、例えば不当解雇をちょっと調べてみてわかるものなのかというと、わからないわけです。

その中で私どもはチェックのポイントとして、法令に違反していないかというかたちのチェックをする。具体的に申しますと、その国で守るべき労働法令において、逮捕されている、処罰されているといったことがあるのかなのかということ、まずその国であなたが守るべき法律は何ですかというところを挙げていただく。あるいは一般的に労働に関する基準法とか、日本で言う基準法、組合法、安衛法といったところを、これは把握できるわけですから、この中で現に例えば逮捕、処罰されているものはないかといった確認のかたちで、聞かれた相手も明確になるわけです。それはあるかないかだけの話ですので、こうしたかたちで確かめていくということです。

その中においては、基本的に鈴木さんが触られている労働の四原則といったところは多くの国においては満たされているのではないかと。あるいはそこで漏れや何かがあった場合に対して、おそらくこうしたチェックを JBIC/NEXI が行っているという中で、仮にそういうかたちで不当な労働上の扱いを受けている方がいらっしゃれば、情報等の提供があれば、そうしたものも取り込んでいくというかたちで基本的に私どもは対応できるのではないかと。

何をコアにするのかというところはなかなか決めづらいところがあって、最低賃金とか、労働時間というのは本当になくてよいのだろうかといったところをどう決めを打つのかというところでは、私たちとしては、むしろそこにはコアを設けなくて、法令を遵守しているかしていないかという私どもの大原則の中に立ちたいと考えているというところが、私どものこの言葉に至った考え方です。以上です。

【司会】

ありがとうございました。他にご意見、ご質問などございますでしょうか。

【国際協力銀行 松田】

では続けてまいりたいと思います。12 ページ目です。生態系及び生物相のところ。この点について何かご意見、コメント等あればよろしくお願いたします。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

12 ページの生態系及び生物相の最初の のところで意見があります。前回の改訂の方向性のときも申し上げさせていただいたことの繰り返しではあるのですが、ここの「重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化」という表現を世銀の OP と合わせるようなかたちで、「著しい転換または劣化」というふうに変えたらどうかということをご提案させていただきます。意味合いとしては、この著しいというのは転換と劣化にかかるというお考えで、それについては異存はございません。

もう一つの提案としましては、ここの部分の FAQ に関するところですが、FAQ に今の重要な自然生息地、これは重要な森林も含んだ説明がされているわけですが、ここに世銀の OP4.04 とか 4.36 の Annex をベースにして JBIC/NEXI として解説をされているのだと理解しております。ここの部分にぜひ著しい転換、著しい劣化というものを世銀の OP の表現に合わせて記載していただきたいと思います。

と申しますのは、確かに転換とか劣化というのは普通の日本語ではありますが、いったいこの著しい転換と劣化というのはどういうふうに判断するのかというのは、開発事業にかかわる人であれば非常に頭を悩ませるところかなと思っておりまして、ここらへんについては、例えば環境 NGO のあいだでも何をもって転換、何をもって劣化すると言うのかということは時々議論になるようなところですので、世銀に準じるということであれば、世銀の OP の解説をここに持ってくるのがよろしいのではないかと思います。一応文案は用意しているのですが、また文書のかたちで提出させていただければと考えております。

ちょっと長くなるのですが、もう一つ FAQ に関しては意見がございます。今、重要な生息地として(1)または(2)というかたちで記載があると思います。FAQ の 2 ページ目のいちばん上の段の部分ですが、ここにつきましても、この論点の諸々の議論の経緯を考えたときに、世銀の OP では書いてあっても、ちょっと抜かされているような表現がありまして、そこについては記載していただきたいと考えております。

具体的には(2)のところで、伝統的な地域コミュニティが重要であると認識している地域というような文言を加えていただきたいということと、また今、希少種、危急種、移動種、または絶滅危惧種というふうに生物種に着目したような記載がされているわけですが、生

物多様性とか重要な生息地、あるいは重要な森林というものを国際的にいろいろ類似の機能がリファアするときに、生物種のみではなくて、生態系としてのいろいろな考え方がありまして、世銀の Annex の中にも種の豊富さ、あるいは生息種の固有性、希少性、あるいは脆弱性、あるいは生態系の代表性とか、あるいはどう訳していいのかはあれですが、生態系の全体としての機能により判断されるものといった文言がありますので、そういったところも落とさず入れていただければと考えております。この点に関しては以上です。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

満田さん、コメントをどうもありがとうございました。2点ご意見をいただいたわけですが、まず最初のご意見ですが、JBICさんの改定案の12ページの真ん中からちょっと下の生態系、生物相の部分の1番目、重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならないというところで、著しいというところが劣化のほうには世銀のほうにはついていないというご指摘だったかと思えます。満田さんのほうで提案としておっしゃったところですが、私どもは世銀をそのまま写したということではなくて、私どものガイドラインの中で日本語として誤解がないようにということで、世銀の考え方を使いながら日本語として通じるように書いたところです。

そういった中で世銀のほうの定義を見ますと、世銀の中では転換とか劣化というところで、significant conversion と degradation という言葉を使っているのですが、基本的には世銀の中でも0か1かというデジタルなものではなくて、アナログ的に段階があるものということで、定義としては著しいというような概念を含んだものというふうに理解して私どものガイドラインの中には落とし込んだということです。その点で、もし誤解が生じるのではないかというご懸念も理解はできますので、著しい転換、著しい劣化という表現にしたまま世銀のほうの定義の部分、世銀の significant conversion とは何かというところとか、degradation とは何かというところを記載をするということはちょっと検討したいと考えております。

もう1点ございますけれども、とりあえず最初の点は今の考え方でいかがでしょうか。

それでは二つ目の点ですが、FAQのところ、重要な生息地のところでいただいたコメ

ントで、世銀の定義の部分から落ちている部分があるというところですが、これも私ども世銀の定義を訳していく上で、私どものガイドラインとか FAQ として見たときに、見る方がわかりやすいかたちでというところを考えて、このへんはもしかしたら同じことを言っているのかなということもあって削ったところもあるのですが、今おっしゃった伝統的な地域コミュニティが保護されていると認識している地域という同じような記述が(2)に該当するようないところもあるのですが、そのへんはもう一度世銀のほうの定義を再確認しまして、必要であれば入れたいと思っております。

また先ほどの2番目のご指摘の点、移動種とか絶滅危惧種に関する点も再確認したいと思っております。以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【大東文化大学法学部 苑原さん】

今、先に質問された方との関連で、伝統的な地域コミュニティが保護されている認識されている地域が生物の多様性保全についても言及されているという世銀の文章がもととなっているのは、たぶん生物多様性条約の生息域内保全に関する8条j項に、伝統的な生活様式によって生物多様性を保持する。そういうライフスタイルを持っている先住民ないしは地域コミュニティがあって、それらの人たちの生活を守ることが生態系の多様性、ひいては生物多様性条約の趣旨を守るのだということが書いてあります。その後半が、結果として多様性を利用する際の利益配分のことが書いてあります。

後者については非常に問題があるかもしれませんが、先住民族その他の地域コミュニティが伝統的にその地域の生態系と生物の多様性を守ってきて自分たちの暮らしを維持してきたということは、(1)(2)両方にかかわってきていると思いますので、ぜひとも2のほうにも言及されることをお勧めいたします。なお、生物多様性条約はもう百数十ヶ国が批准しておりますので、途上国では多くこれも適用可能な国際法です。

【司会】

ありがとうございました。佐藤さん、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

どうもありがとうございました。私どももできる限り世銀の書き方に沿って書いていきたいと思っておりますので、ご意見を参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。他にご意見、ご質問ございますでしょうか。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

今のパラグラフの下のパラグラフについてですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。この部分については森林認証の奨励ということをこういったかたちで盛り込んで、非常に先進的だなと思っています。一方で、ここで森林認証の取得の奨励の理由が違法伐採の回避というところに理由づけを置いているわけです。それについても全く異論はございません。前回の改訂の方向性の中でも提案させていただいたことの繰り返しですが、ぜひこの中に林産業関連プロジェクトにおける森林認証木材の調達というものを奨励の内容として付け加えていただけないものかということをご提案させていただきます。

理由はいくつかありますが、まず違法伐採を奨励の理由として挙げられているのですが、実際問題、違法伐採を助長しているのは買い手の存在なわけですね。違法伐採がなぜここまで国際的な問題になってしまったかということを考えるにつけ、それを買う人がいるからだということが今、国際社会の一致したコンセンサスになっていまして、要は需要側の責任が問われていると理解しております。

それからもう一つは、実際に JBIC さんなどが融資などを行っています木材加工プロジェクトとか紙パ関連の場合、自社林を持っているところもあるわけですが、自社林のみならず周辺の森林から原料を調達することも多い。自社林のみの認証取得だけでこの違法伐採対策は十分ではないということです。

それからもう一つ非常に現実的な話として、違法伐採に直接日系企業なりが関与するようなケースは考えづらいわけですね。多くが日系企業の場合は善意の買い手でありまして、知らずして違法伐採材を買ってしまう、違法伐採を助長してしまうという立場なわけですね。

ということから違法伐採ということを使うからには、前回の提案のとおり、原料調達というものにも目を向けていただきたいと考えております。

それから森林認証の普及を考えたとき、森林認証の普及を妨げている原因の一つに、がんばって生産者がコストをかけて認証を取っても、買ってくれる人がいない。つまりせっかく取った認証の維持に困難をかかえている林業関係者が多くいる。これは日本国内も海外も同じです。ですから例えば森林認証をもし奨励するのであれば、購入の奨励もあってよろしいのではないかと考えております。

ここらへんは確かに世銀の森林に関する OP の中ではそこまでは書いていないのですが、ただ世銀の場合、森林認証に関しては非常に強いリクワイアメントとして打ち出しているわけです。ですからもちろんこういった調達ということに関してリクワイアメントにするというのは森林認証の取得同様、適切ではないと思うのですが、多くの関連林産業から買っている紙パ関係などにサポートされている JBIC さんなどは、そういったところについても含めていただけないものかと考えております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。佐藤さん、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

満田さん、どうもありがとうございました。森林認証に関しまして、調達に関しても含められないかというご意見に関しましては、前回は議論をさせていただいてはいるのですが、今、満田さんがおっしゃいましたように、世銀の中で記載しておりますのは、森林の林業部門に関してということになりまして、なおかつ世銀のほうにおいては取得を奨励ということなのでもっと強い書き方をしている。

私どもは今回、この会合を通じまして、FoE さんから森林の専門家の方にも来ていただいて議論させていただいた中で、そういったものを私たちの ECA のレベルで強制というところまでやっていくにはまだまだ時間がかかるというか、まだそういうレベルではないというところで、こういったかたちでまとめさせていただいたところです。そういったところもありまして、まして世銀のほうでもそこまで言及していないというところがありますので、林業部門というところでの調達ではなくて、林業部門での森林認証の取得推奨というところが私どもの書けるところかなと考えております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。他にございますでしょうか。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

この点に関しては、私たちの提案としては、原材料調達に始まって森林認証の取得、保護価値の高い森林の転換の禁止といった流れで提案させていただいておまして、私としてはぜひとも原材料調達への配慮と関連づけてこれをガイドラインに盛り込んでいただきたいといった方向性で議論させていただいていたわけです。ただ、この点に関しては主張するべきところで主張しそこねてしまって今に至っているのかなという気がしないでもないですが、原材料の調達については今回見送られたということですので、森林認証については林業部門だけなわけです。

私の原材料の調達と申しますか、買う側もちゃんとしたものを買うことを奨励すべきだという主張は、おそらく JBIC/NEXI さんとして認証の奨励を取り入れた理由は、現場の山元の森林の現場の話だけでは達成できないのではないかという問題意識で、非常にわかりづらい言い方で申し訳ないですが、先ほど縷々申し上げさせていただいたことと同様、森林の破壊とか違法伐採といったものの背景となっているのは、いろいろな要因はもちろん指摘されていて、それを論じ出すと非常に長くなってしまいますが、その大きな要因の一つが、国際市場がそういった破壊的かもしれないけれども安い木材を求め続けてきたということにあると考えています。

そういったことから、先ほど申し上げましたように、需要側の責任を問うていくのはかなり大きな流れだと考えておまして、だからこそ最初のコンサルテーション会合の第1ラウンドの場でご説明したとおり、いろいろな関連機関がサプライチェーンに目を向けたような考え方の文言も取り入れているところもあるわけです。そういう問題意識なんです。そういうことでぜひここは積極的にご検討いただけないものかと思いますが、いかがでしょうか。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ご説明どうもありがとうございます。ここのところは、満田さんが当初から、他の森林関係の NGO さんがおっしゃっているところは、視線を大所高所というか、宇宙から地球を見たような観点から見れば、非常にごもつともだと思います。つまり森林の破壊という問題が全地球規模の問題であるという点において、今おっしゃったような、単なる事業者だけではなくて、それを切っている人たちまで戻って取り組むべき問題だということを私たちは否定するものではありません。

ただその一方で、私たちはスーパーマンではないということで、私たちの取り組みは、JBIC/NEXI の取り組みは、ガイドラインに書けば世界がそれで満たされるというものであれば、いくらでも書くことはやぶさかではないわけですが、事業者さんあるいはお客様を通して実現されていくガイドラインであるというところを念頭に置く限りにおいては、お客様なり事業者さんは、負う範囲において、彼らが事業において JBIC のローンを使う、NEXI の保険を使うという範囲において守る範囲、できる範囲ということは当然あるわけです。

その中においてどこまで遵守できるのか。場合によっては遵守できないものをごんばりましょうというかたちで書いても、そこには限界がある。できないことを努力目標で負わせるというものとはちょっと筋合いが違うと思いますし、企業さんとして個々の努力の中で企業さん独自にやっていくものとしてはよろしいかと思うのですが、それをガイドラインとして課していくところについては果たしてどうなのだろうか。私どもはそのへんを考える中で、もともとの出だしから考えれば、ここの問題については国際的なトレンドを踏まえて 1 ECA としてはずいぶん踏み出したところであると思っているところではあります。そういった中で産業界の皆様もそれなりに踏み出したという中で書いているところまでですので、この点、今後とも森林の問題、地球環境の問題がクローズアップされていく中で、今後さらにこういうことに対する国際的な取り組み、他の同業他社さんの取り組みなども踏まえながら、今後こういうところで検討していく場合もあるのかな。ただ今回の改訂においては、これ以上のところは私どもとしては書くには至らないのかなというところが認識です。

【司会】

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

よろしいですか。はい、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

ありがとうございました。では続きまして同じく 12 ページの非自発的住民移転、これは 12 ページから 13 ページにかけてですが、こちらのほうでご意見、コメント等をお願いいたします。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

たいへん申し訳ありません。一つだけ言い落としがございまして、ちょっと戻ってしまつてよろしいでしょうか。たいへん申し訳ありません。

生態系のところでチェックリストについて意見を言うのを失念しておりまして、意見を言いたいと思います。チェックリストの追加項目案の 1 ページ目に林業のチェックリストの生態系のところに認証の取得ということが盛り込まれています。一方で、重要な自然生息域または重要な森林の著しい転換または著しい劣化ということについては特段のチェック項目がないなと思っております。類似のチェック項目があることはあるのですが、ぜひこの項目を確認するような項目を設けていただけないものか。文案についてはまた後ほど提出させていただければと思います。例えば重要な生息地または重要な森林がプロジェクトサイトまたは近隣にあるか、あるいは影響を与えないかというような文言が考えられるのではないかと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

満田さん、どうもご意見をありがとうございます。今回チェックリストの中で 2 点ほど項目として書かせていただいているものについては、今回のガイドラインの改訂という会合の中で、具体的な改訂に伴って、この場でここまでの審議の過程を通してチェックリストの改訂が必要であるという改訂の方向性があったものについてご提案させていただいて、ご意見を承って、今後所与の手続きを取るというものを挙げておりますので、チェックリストであれ FAQ について、今次の改訂に従って、例えば新たに改訂されたのはいつです

かということも FAQ で説明する必要があるのだったら何か書くみたいに、JBIC さんのお名前が変わったので今回直しますよというのと同じようなかたちで当然に付随して直すものがあれば、適切なタイミングをもって JBIC/NEXI として改めさせていただくということです。

また今回のチェックリストについても、これを機会にというか、国際基準の適合といったところもありますし、今後私たちの内部において、より適切な環境社会配慮確認ができるようにということで、所与の見直しは検討させていただくという手続きを踏まさせていただきますので、今次の改訂の中で審議するものとしてはこの2点ということで、これ以外のところは私どもの内部の手続きとして、当然に FAQ もチェックリストも公開文書ですので、後々公開、またご質問等があればご回答させていただきますが、私どものしかるべきタイミング、しかるべき手続きというかたちで加筆修正あるいは削除があればやらせていただくということでご理解いただければと思います。今おっしゃったご意見は内容として承りましたので、ありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは松田さん、どうぞ。

【日本貿易保険 松田】

では住民移転のほうでご意見、ご質問等があればお願いします。

【司会】

波多江さん、どうぞ。

【FoE Japan 波多江さん】

非自発的住民移転の3ポツ目でしょうか、苦情処理メカニズムについて書いてある項ですが、言い回しだけですけれども、影響を受ける人々やコミュニティからの苦情処理メカニズムという言い回しが、言わんとするところは理解できるのですが、日本語としてすっと来ないということで、例えば「コミュニティからの苦情を受け付け、解決するためのメカニズム」というようなかたちの言い回しに変更していただくことができないでしょうか

ということですが、いかがでしょうか。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

波多江さん、ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおりです。影響を受ける人々がコミュニティからの苦情処理メカニズムだと、誰が主語なのか目的語なのかよくわからないということですので、これは書き落ちということですので、具体的には「影響を受ける人々がコミュニティからの苦情」と「処理」のあいだに「苦情への」、あるいは「苦情に対する処理メカニズム」というかたちで文言を検討させていただく。8日には再度成文としてご提案させていただくということによろしいでしょうか。

【司会】

ありがとうございました。他にこの点につきまして。この点というのは、ごめんなさい、今の同じという意味ではなくて、非自発的住民移転についてという意味です。どうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

私が申し上げたいポイントは の四つ目に関してです。この の四つ目に関しては、これまでの議論を踏まえているいると考えると、うまくまとまっているなと思っております。ただ一つだけ申し上げるとすれば、私ども NGO としましては、何らかの書面というか文書なるものが現地の人ができる言語で後に残るとということが一つ重要なポイントではないかと考えております。今のドラフトの案ですと、極端な話ですけれども、説明をして、そのときには十分わかったということがあったとしても、何もその後に文書が残らず、後から起きてくる問題を防ぐことができにくくなるのではないかと思います。

ただ、今もう考えていただいた文章を大きく変更するというのはうまくないなと思っておりますので、あまり冗長にならないようなかたちでどういうふうに入れられるかと考えたのですが、案の一つとしましては、例えば の四つ目のいちばん最初から、大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、現地で広く使用されている言語で作成、公開されていなければならないとかいうかたちですと、世銀の OP にも

沿ったかたちで、しかも長すぎずうまくまとまるのではないかと考えます。最初の議論の書面を現地の人がわかるかたちで残すという重要性を汲んでいただいて、ぜひそのように変更をお願いしたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

神崎さん、ご意見ありがとうございました。ここのところは皆様からも積極的あるいは具体的なご提案をいただく中で、私どもも非常に勉強しつつ、こうしたかたちでまとめていった。その中では、今神崎さんからも、おほめの言葉と勝手に受け取らせていただくのですが、限られた文言の中で、誰が読んでもわかりやすく、少なくともやらなくてはいけないことを取り込んでいったつもりです。その中で、とりあえず書面でというところが、私たちとしては読み取れるよねということが意識としてはあります。

具体的には、まず2行目のところで、「住民移転計画が、作成、公開されていない」ということ、その後、それを具体的に「住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で」ということで、公開ということを経繰り返しているということ、公開については明らかに書面で行うものだろう。公開というのは書面によらずに行うことはおそらくできませんので、公開という言葉の中で書面は明確に読み取れる。その上で説明という部分について文書とか言語ということがないのではないかとということもあるわけですが、それは5行目の後半、「協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明」というところは、むしろ公開というところで文書という部分は確保しておりますので、もちろん私どもの認識としては、説明のところにおいては非常に柔軟性を持たせて、むしろ人々が理解できるというところで、大切なことはこの人たちがインフォームド・コンセントに至っている。Consultation and consent に至っているということが重要なわけですから、説明のところは逆に裕度を持たせているというところで、おそらくご懸念の点は読み違いは起きないのだろうという認識です。協議の以前に公開があるわけですから、公開の時点で書面による十分な情報を与えなさいということを規定しておりますので、ご懸念のところは生じない。あるいは私どもも読み違いはしないという認識です。

【司会】

ありがとうございました。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

半ば納得しているのですが、ただ一方、ご説明の中に協議が地元の人たちが理解できる言語と様式によって説明されているから大丈夫だという部分がありましたが、私が最近出会ったインドネシアのプロジェクトは、JBIC さんの円借のほうの事業で、非常に協議プロセスを充実したものをやっていたらっしゃって、住民移転計画のドラフトを策定するために 14 回も協議をされていた。確かに住民が理解できるような様式でやられていたのですが、住民移転計画は英語で作成されていて、住民移転計画の中には住民がいちばん関心を有している例えば補償政策のようなものも含まれていて、住民の方々がそれを後になって確認ができないといった事例もあるわけです。

確かに作成、公開されていなければならないと書いてあるからには現地の言葉だろうという理論はあるのかもしれないですが、より明確にここは現地の言語の話についてもひと言入れて、神崎さんが提案したようなやり方で入れておいていただいたほうが、予測可能性という意味でも非常によろしいのではないかと考えております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

今挙げた例は円借款、それも JBIC さんなので、補足があれば JBIC さんのほうからいただければと思うのですが、世銀のところ、あるいは今の JBIC の円借款というところでやや得心がいているわけですが、ここには違いがあるということなのです。先日まで翻訳版を公開するかしないかということで議論が多くあったところで、ご記憶のある皆様も多いと思うのですが、住民移転計画書とか EIA というのは当然当該国の法令に即して本来作られるものですので、むしろ現地語であって、英語版とか日本語版がないというところでこのあいだまで議論があったわけです。

むしろ当該国において、どの国が適当なのかわかりませんが、その国の中で主要

な言語が4個も5個もあるような国を除けば、一般的に東南アジアであれば、インドなどは違うのかもしれませんが、東南アジアぐらいまででしたら、主要な言語、公用語と当該国の人が一般に使っている言葉はだいたいシンクロしてしまっていて、当該国のその国がそれと全く違ったものを作っているということもあまりなじみのないことではないか。

むしろ私たちからすれば、英語で作られていなくて困ってしまうよねというところがあるぐらいなので、そこのところをご説明を聞いていて、何なのだろうな。あるいは世銀のガイドラインはなぜわざわざこれを書いているのだろうなというところを考えてみたのですが、今わかった、あるいは最近こういうことなのかなと得心しているところは、彼らは、あるいは円借款とか JICA さんの場合には作らせているんだな。ないから作ってねというプロセスを通して、つまり承認者が世銀であり、日本人だから、英語で作らせていて、それをそのまま現地語に訳さないで、誰々さんから、世銀さんから、JICA さんからオーケーもらったから、これをそのまま公開したよというところがあるのだろう。逆にインドネシア語版を作ってもおそらく理解できないから、それは関知しなかったのではないか。

勝手な推測ですけれども、そういうことであるならば、逆に私たちとしては、その国の言語または公用語で書きなさいということは書かずもがなである。当該国の法制に従う。まず一義的にはそういうものを遵守して作ってくださいねと規定している JBIC/NEXI のガイドラインにおいては、ある種自明のことなのだろうな。当該国の法令が当該国の言語を無視して役所の公文書が作られるということは普通ないわけです。日本において日本語版が作られなくて英語版だけ作られるということが普通に考えてないのと同じように、これはおそらく万国基本でしょう。その国の公用語で役所の役人が公文書を作るということはおく当たり前のことなので、そこは予見可能性というものはいらなくて、これは自明のことなのだということところが、私どもがそうしたご説明を受けた中で理解しているところです。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【大東文化大学法学部 苑原さん】

今の NEXI さんからのご説明は、話の前提として、各国民国家は一つの公用語を持ち、その公用語がその国民においてかなり理解可能であるという前提でお話しなさせて、さら

にそれについて普遍的な言語である英語、フランス語、その他の外国語の翻訳版というふうに考えられていますが、例えばマレーシアの場合には、マレー語、タミル語、ヒンドゥー語、その他にサバ州、それから場合によってはオランアスリの人たちの言葉があります。後者のいわゆる先住民族の人たちの言葉は公用語化されていません。ということはこれらの人たちは今言った三つのマレーシアの公用語でわかっている人はアクセスできますが、それ以外の場合は理解不可能ということになります。英語はやったことがないという人がほとんどです。ですからやはり現地で使われている言葉は当該コミュニティが日常使っている言葉ということであって公用語ではありませんので、気をつけてください。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

苑原さん、貴重なご意見をありがとうございました。私は別に短絡的にどこの国でも単一言語と申し上げたつもりはなくて、もちろんそのような国家があることは承知しております。それゆえに私たちのところでは適切な、理解できる言語で説明するという項目を設けておりますので、それらの少数言語の方たちが一つひとつ言語、文字という点で使い分けをされているのかどうかわかりませんし、当該国の中で、五つの言語があるから五つ公文書を作りなさいといったところは、私どもがそこまでずかずかと……。学術的な違いということとはしかりとして、そこまで現実的に強要できるのか。その国にはその国に見合った……。著しくそういうところを逸している国であるならば、昨今の国際的な情勢、民族や文化、宗教の対立によって国家が分裂していく中において、国民国家という一つの国家を維持できていかないということまで考えるならば、あながち無理なことはしていないのだろう。

あるいは少数の人への配慮というところはむしろ説明の中で意を尽くして、特に一般的な言語においてなじみのない方たちに対しては、単に公文書を作るだけではなくて、昨今においては、例えば絵解きのようにしてお話をするとか、その国の言葉でかんで含めて説明をするとか、むしろそういった柔軟な体制のところを私どもとしては確認したい。そこにおいて説明というところまで考えておりますので、そうした部分も重々考えて設けておりますので、ご理解いただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

ここに関しては当初の私たちの提案が多岐にわたるものが膨大にあったわけですが、いろいろな議論を経てこういうかたちにまとめられてきたのだと思っています。私たちのいろいろな提案の中に、地元のと申しますか、被影響住民の方々ですが、例えば補償の内容などをきちんと理解できるようにしているべきだ。そういった書面が残るようなかたちで例えば手渡されなければいけないとか、あるいは住民移転計画の中も、各戸に移転計画の要約のようなものが配布されていなければならないとか、そういった提案も含まれていたわけです。

こういったかたちで重要なものだけが今残っているわけですが、ただ私たちは今落とされたものが、私たちの提案が重要ではないとは思っておりませんで、いまだに重要だと思っているのです。その理由は住民移転を強いられる方々が、当初は住民移転計画が協議されているタイミングはまだまだ住民移転が将来のことなわけですが、彼らが非常に必死になっているいろいろなことを考えて、いろいろなところで交渉し始めたり、異議申し立てをしようとし始めたりするタイミングというのは、実際問題補償が支払われるとか、移転が目の前に迫ったときなわけです。

そのときに彼らが参照できる文書がときになにもないとか、あるいは公開されていないことにはなっているけれども、例えば英語のものが作成されていて理解不能である。あるいはいろいろあるのですが、住民移転計画を書くというのは、例えばエンタイトルマトリックスのようなかたちで補償の考え方の前提となるようなものが含まれていますので、住民にとっては非常に重要な情報を含んでいるわけです。短いマンガのようなかたちでわかりやすく住民移転の方針について説明するというものと、細かい話がきちんと文書のかたちで存在し、理解可能かというのはまた違うレベルの話だと思しますので、やはりここは言語というものに私としてはこだわりたいと思って、ぜひ再考をお願いしたいと思っております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

ちょっと違った観点でお話しさせていただきたいと思います。稲川さんが先ほどから、こう書いてあれば、作られる計画というのは当該国の多くの人が理解できる言語になるのは自明であろうということをおっしゃっている。それは私もそうだと思います。FoEさんは実は違う経験をお持ちのようなのですが、私自身は実際にこういう計画が現地の言語になってないということで困ったという経験はなくて、むしろ現地の言語なので私が見ようと思っても見られない。それで現地のNGOに英語にしてくれと頼むということをやっているのが実態です。そういう意味では現実はおそらく稲川さんがおっしゃっているようなものだろうということはそうだと思います。

ここで一つ認識を確認しておきたいと思うのは、まずは現地国の法制度に基づいてこういうものを作ってください。そういう中で作られるものは当然現地国の言葉になるでしょうというのが一つのこの問題の見方だと思いますが、もう一つ違うこの問題の見方として、ここでは作成されて公開されているということが新しくリクワイアメントに明確になっている。それからそれについては事前に情報を公開した上で協議をするというのが新しくリクワイアメントになっているという中で、最終的に作られる計画が現地の人たちが広く理解できる言語でないとなれば、それは公開されているのかどうか。あるいはきちんと理解可能なかたちで説明されたのか疑わしいということになると思います。

今後JBICさんも、NEXIさんも、こういうケースがあれば、改めてどこで公開されているのですか。協議はどこでやったのですか。協議のときにどういう説明をしたのですかということを確認していくことになると思います。その中で最終的なものが英語版しかなくて、英語版がどこかの事務所に置いてあるだけということになれば、それは本当に公開と言えるのか、あるいはちゃんと協議したのということはおそらく疑わしくなって、そこについてきちんと確認していく必要が出てくる。新しくここで盛り込まれた協議あるいは協議の際の説明、あるいは住民移転計画の公開という要素が、確認する中で言語は一つの重要な要素になってくるという意味でも、当然作成される計画は現地の言葉なのだろうなと私は別の観点から思うので、そういう認識をJBIC/NEXIさんと皆さんと共有しているかどうかということを確認させていただきたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

福田さん、ありがとうございます。過去にそういう実例をかかえている者としては、信じられていなくても致し方ないと思うところもあるわけですが、そこについては心してやっていく。英語版のみを作って配っていたというのは、「もって他山の石となす」で言葉としてよかったと思いますが、そういう中でこれを取り入れていく中では、少なくとも変えた人間は持っているものでもありますし、環境審査に携わる者として、ちょっと口はばつたいし、では間違っただ人はコモンセンスがという感じですけども、たぶんコモンセンスだと思うのです。その国の人にわかるもので作られているのか。自分のために作ってもらっているものではなくて、誰に対して作られたものなのかというのは基本の目線として忘れてはいけないところなので、その点は重々忘れることなく、あるいは今回の公開ということで住民移転計画、公開文書になるわけですが、私どもとしては現地語版、それから翻訳版、いずれも現地で公開されていれば公開していく。

これまで意味のわからないものが公開されるという頭もありましたけれども、副次的に考えてみれば、こうした点で現地の言葉がちゃんと公開されているという意味では意味を持ってくるのかな。今の福田さんの問いかけに対して一つの答えになるのではないかな。あるいは、そういう方がいらっしゃるかわからないですが、変な話ですが、インドネシアとかマレーシアではいろいろな言葉があって、何語がそこで使われているということは概念としてはわかって、たぶん字で書いてあったら、何たら語と何たら語の区別はつかないわけです。

アジアの言葉はあまりわからないのですが、ベルギーみたいにワロンとフラマンという言葉があったとき、私にとってはワロンもフラマンも同じ文字で書いてあって、よく似てるなとしかわからないけれども、決定的に違う。そういったところも公開していく中で、お気づきの現地の方やら、そうした言語に堪能な方があれば、ご指摘いただけるという意味でも、今回現地語版も公開していくというところでもチェックは効いてくるのかなということで、ここのご提案は懸念される場所は、いくつかの歯止めの中で起きない備えもあるし、起きないようになお努めていくということかなというところではいかがでしょうか。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

今、稲川さんがおっしゃったことと全く同じポジションでして、それから認識としてもメコン・ウォッチさんの認識されているようなのがほとんどのケースで、円借款とか世銀のケースにおいて、住民との協議においては現地の人にわかりやすい言葉でやっておきながら、書類だけ他のわかりにくい言葉というのは、ちょっと私どもとしては考えにくい。そういう意味では実施主体そのものが私どもではなくて、ましてや現地で事業される方々ということからすれば、ここに書かれてあるような協議等々をちゃんとするためには、計画書そのものも当然現地の言葉だろう。まかり間違ってもそうでない場合があるようなことがあれば、あまり考えにくいのですが、私どもとしても留意していくということではできないのかなと思っています。満田さんのおっしゃることはよくわかるころではあるのですが、正直、言わずもがなのかなと思っていますところではあります。

【司会】

ありがとうございました。他にご意見、ご質問ございますか。

よろしいでしょうか。それではJBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

では次に、同じく 13 ページのところ、先住民族のほうに移りたいと思います。こちらのほうでご意見、ご質問等あればお願いいたします。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

これは実は改訂の方向性のときにも議論の冒頭に申し上げましたが、先住民族についてはこれまでさまざまなかたちでコンサルテーション会合で議論させていただきまして、こういうかたちで実際に改訂案ということで、私たちの問題意識を直視していただきながら、そうとう考えてこの文案にたどり着いたということで、そのことについては私は非常に素直にありがたい、よくやっていただいたと思っているということは最初に申し上げたいと思います。

それから改訂の方向性のときに、何点か私のほうから指摘させていただいた点があります。例えば先住民族との合意の対象というのは、対策ではなくてプロジェクトについてでしょうということだったり、あるいは対策についての協議という要素についても入れていただけないかということ改訂の方向性の議論のときに申し上げさせていただきましたが、それらについても今回すべて対応していただいて、そうとう明確な、しかもコンサイスな、わかりやすい文章としてまとまっていると思っています。

私からは2点ほどコメントがあります。1点は、実はこれまでコンサルテーション会合の場で全く議論されていなかった内容なのですが、2段落目の青の字になっているところです。協議を通じた合意の努力の対象がこれまでのガイドラインでは「先住民族」となっていたのですが、今回のガイドラインの改訂案の中では「先住民族コミュニティ」という表現に変更されています。

変更の理由は、私たちが想像するに、事前と自由という要素をこれまで私たちが入れてくださいと申し上げてきた中で、世銀のOP4.10の考え方、FPI コンサルテーションというのをこの中に入れる。考え方としてJBICのガイドラインに盛り込んでいく。実際に世銀のOP4.10の中では協議の対象は先住民族コミュニティとされているという中で、文言の調整というかたちで行われたのかなと私はこれを読んだときに思いました。もしこれに間違いがあればご指摘いただきたいのですが。

これについては、私はできればもとの先住民族という表現に戻していただければと思っています。まず先住民族と先住民族コミュニティの違いですが、実際に協議なり合意を得るよう話し合っていく対象は個々の影響を受ける人々ではなくて集団である。ある一定のグループであるということについては、おそらく同じ認識をお持ちなのだろうな。だからここにコミュニティという表現を入れていच्छる。そういう意味では住民移転のように対象者の合意ということが住民移転には書いてあるわけですが、ここでは先住民族という文脈の中で意味合いが違うということをご理解いただいているのだろうなと思います。

実は二つの別の流れのものがここで合流してこの段落が作られているということがありまして、一つは現行のガイドラインには十分な情報を得た上での先住民族との合意、努力ということが入っています。これはこれまでの先住民族の議論の中でも話されてきたところだと思いますが、基本的には先住民族との合意ということが国際人権法の世界でハイライトされてきた理由は、まさに先住民族が一定のエリアについて土地とか資源についてき

ちんと権利を有しているのだという考え方が背景にある中で、先住民族というグループがそのプロジェクトについてどう考えるのかということをもまずはきちんと確認すべきだろうという中で先住民族との合意ということが現行のガイドラインには入っている。あくまで努力目標としてですけれども入っている。

JBIC のガイドラインができたのは 2002 年ぐらいですが、同時期に、世界銀行が先住民族に関する OP の改訂作業をやっていまして、その中で新しく世界銀行の側から提案されてきたのがこの FPI コンサルテーション、それからそれを通じたブロードコミュニティサポートという概念です。この二つの概念がおそらくここで合流して、そういう意味で若干の衝突を招いているのかなという印象がなくはないです。

ただ、もともとの考え方は、この議論を最初にしたときに、稲川さんが確か遠く 10 キロ先とか 20 キロ先で明かりをつけている。そこに向かってどう歩いていくかだという話をしていたと思うのですが、先住民族というグループ、集団が、いったいこのプロジェクトについてどう考えているのかということをもまずはきちんと議論していくというのがこのもともとの議論の趣旨だったと思います。

そういうことを考えると、考え方として、決して影響を受けるコミュニティとだけ話して、その合意を得ればよいということではおそくなかったのだろうと思います。そういう意味で 3 段落目のところで対策についてはコミュニティと協議してくださいということはいいと思うのですが、プロジェクトの影響そのものについての協議の部分というのは、できればコミュニティという表現を落として、もとの表現に戻していただきたいと思っているというのが 1 点目です。

私からもう 1 点あります。FAQ です。これは細かな点になりますが、FAQ 案の 2 ページ目の真ん中に、先住民族に関する国際的な宣言あるいは条約について、具体的に何ですかということをご説明いただきました。おおむねこれでいいのですが、文言に若干の異論があります。アンサーの 2 行目の最後からですが、ガイドラインが遵守等を要求するプロジェクト実施国の法令や世銀セーフガードポリシー等の国際基準には該当しませんという表現があります。

これは若干異論があります。というのは特に ILO の 169 号条約などはそうですが、国によっては条約を批准することによって当該条約が国内法としての効力を有するという国があります。実際 169 号条約はラテンアメリカの国などはけっこう批准していて、実際にその国で事業をやる中では国内法令の一環としてこの条約をきちんと満たしていかなくて

はいけないという中で、例えば IFC などはこの条約を批准している国ではどうやってプロジェクトをやればよいのかというガイドブックを出していたりします。そういう意味では実施国の法令に条約が含まれることもあり得る話ですので、ここの表現は若干ミスリーディングかなと思っています。そういうことなので表現としてはガイドラインが適合等を要求する世銀セーフガードポリシー等の国際基準に該当しませんという表現にしていればと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

福田さん、どうもありがとうございます。ここのところは、始めたときにはそれこそ先住民族と先住民族コミュニティの違いも、振り返ってみれば、最初に仮訳版というか、世銀の OP の Annex を訳したときには、ここなどは全然こだわって訳していなくて、今になってみると恥ずかしい。自分たちの無知さを顧みるようで恥ずかしかったわけですが、素人なりに勉強していく中でこの問題に突き当たった。

先に、2 点目でご指摘いただいた点はもっともなことだと思いますし、私どもも気づかぬところではありましたので、基本的に福田さんのご指摘のところ直したもので再度ご提案させていただくということです。

話を 1 点目のほうに戻しますが、今日は苑原先生にもお越しいただいている中で、これが逆から入っているわけです。実は本文をどう直そうという前に、今回は改訂ということで、後ほど別表 3 というかたちで後ろのほうのページで先住民族計画のコンテンツを世銀の OP4.10 Annex B に即して書かせていただいて、基本的には忠実な、代々木ゼミナール風の英文和訳をやっていく中で、「おや、二つの使い分けがあるんだね。先住民族と先住民族コミュニティというのがあるよね」。このへんはご専門で、言葉にこだわられている方もいらっしゃるということを考えていく中で、言われなかったらそのままにするつもりだったかもしれないですが、先住民族コミュニティと先住民族というところで、そもそもどうい違いがあるのだろうか。直訳でやっている別表はさておき、少なくとも本文の中では福田さんからそういうお話がありました。

こういうかたちでフロアの人を指すことはまれなのですが、学識経験者の方から専門の

学識のお話を聞くというのはこの会合の中では大変まれなことなのですが、非常に貴重な機会だと思いますので、よろしければ苑原先生に教えていただきたいのですが、一般的に学術的に言われている先住民族と先住民族コミュニティというところでどういう概念上の違いがあるのかというのが1点、また一般的に学術的に認識されているものと、先ほど福田さんからあったように、世銀の OP4.10 が作られていく中でこれをどのように使い分けられているのかという点。まずこの点を理解した上で、私どものガイドラインとしては明確にわかりやすくというところですので、そのところをどの程度斟酌すればよいのか。あるところはコミュニティ、あるところは先住民族という書き分けがよろしいのか、それともあえてそろえてしまったほうがよろしいのかという議論の素地にしたいと思いますので、よろしければちょっとご解説いただけないでしょうか。

【司会】

お願いできますでしょうか。

【大東文化大学法学部 苑原さん】

無茶振りが来たのでどうしたらよいかわかりませんが、時間はどのぐらいの時間いただけますか。90分授業というのを大学でやっていますけれども（笑）、そのときには授業料をいただきますが。

冗談はさておき、今の質問の前半の部分では、まさに先住民族という概念自身が1970年代に初めて国連の場で取り上げられる。当初は先住民とか、原住民とか、部族民とか、いろいろな言い方で言われてきましたが、それを先住民族、indigenous peoples という英語表記に変換した中で、先住民族の人たちは世界中に約3億7000万とされています。これは国連の推計ですが、その人たちの生活のスタイルとしては、例えば国家の一部になっていて、さらに自治政府を持っている、例えば合衆国の居留地の trivial government を持っている先住民族集団もいれば、先ほどラテンアメリカの話が出てきましたけれども、事実的に自分たちの地域社会を作っている先住民族コミュニティもあるし、さらに自分たちを国家だと思って、先住民族国家、nation という言葉を使っている人たち、これは合衆国と条約を結んでいる一部の先住民族集団がやっています。したがってコミュニティ、それから民族、それから国家という三つの表現方法が国連で取られていますが、ただ、それにもかかわらず、こういう人たちはどんな人たちなのかということはかなり定義問題で議

論がありました。

重要なのは、コミュニティは、後から来た人たちが国家を作った場合に、その支配民族にはならないわけです。支配される側になっていて、しかも周辺化されている。独自の社会、文化を維持するためにまとまっているということで共同体、コミュニティを作るといふことになりますが、その人たちが場合によっては後から来た人たちと戦争をして、条約を結んだりしている場合もあります。そうするとこれはもうコミュニティとは言わないで、民族とか国家と言うべきだろうというふうにして、法的な地位も国内法上その国によって違っているんです。したがって表現も先住民族だったり、先住民族国家だったり、先住民族社会、コミュニティだと言ってもいいわけです。各国の国内制度が先住民族に対する扱い方がそれだけ違うわけです。ただ、当の先住民族自身は自分たちは indigenous peoples という表現にしてほしい。そして国連憲章とか国際人権法、ILO 条約に基づく権利を認めてほしい。これは一致した考え方です。

次に、その文脈で今回の先住民族に関連したガイドラインの規定ぶりを見ますと、先にプロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合という柱書きになっていて、それで当該先住民族ということで受けて、最後に当該先住民族コミュニティというと、最初は先住民族、次は当該、次は当該先住民族コミュニティということで、ちょっと規定ぶりが難しいかなと思うので、これは NEXI さん、もしくは JBIC さんの考え方によるでしょうが、先住民族という国連で通用している currency がある表現に統一されたほうがよりわかりやすいかと思います。

そのことと、例えば先住民族計画において特定のプロジェクト実施にあたって影響を受ける地域、土地に住んでいる、もしくは占有している、もしくはそこを伝統的に使っている先住民族集団が社会を作っていれば、もうこれはコミュニティと言っていいわけですから、第3番目のポツについてはコミュニティにしても構わないと私は思います。以上です。

【司会】

ありがとうございました。

【大東文化大学法学部 苑原さん】

わかりましたでしょうか。質問の時間を設けますが（笑）

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

苑原先生ありがとうございました。試験とか後で言われるとたいへん困ってしまいますが(笑) 貴重なご意見というか、非常に明快なご解説をいただいてありがとうございました。初めからなけなしの小遣いで助言いただければよかったなと思うのはそうなのですが(笑) 今のところで言いますと、実は私どものほうも、後ほど検討させていただくのですが、基本的なところとして、本文を構成しているところの今扱っている 13 ページの中では統一的な表現が必要なのだらうということはもちろんのことだと言いまさらながら思うところです。

その上で、おそらくそろそろ中休みが入って、後ほど3部というか別表のところに行ったときに、また皆さんお気づきのところとか、あるいは直し漏れがあるところはまた意見をうかがっていく中で、その部分はどこまで統一するのかということは、ここの部分は統一化していくという方向で、何に統一するかも今、一つ答えは見えたような気はするのですが、改めて8日の会に修正というかたちで挙げさせていただければと思います。

その過程においては、確認ですけれども、この文言にした場合には、先住民族コミュニティと書いてあっても、先住民族と書いてある場合においても、peoples というところからも明らかなように、集合名詞であり、個々の人であり、そのところをどういう意思決定というか、例えば先住民族の合意といったときに、集合名詞として1の合意でよいのか、それとも全員の連署なのか、さまざまなものが当該先住民族の意思決定の様式などによりけりという理解でよろしいのでしょうか。

なるほどわかりました。そういうところがクリアになっていけば、変な話、先住民族のときは個々を指して、コミュニティと書くとユニットとしての集合名詞になるみたいなものでないのであれば、ここで書いていても見解の相違というのは出てこないということですので、よくわかりました。ありがとうございました。

他にご意見があれば。

【司会】

波多江さん、どうぞ。

【FoE Japan 波多江さん】

別表3のほうとも少しかかわってきってしまうのですが、2ポツ目のところで、私たちの当初の提言を非常に検討していただき、また世銀の OP4.10 を踏まえたかたちで、事前という文言、それから自由なという文言を今回入れていただいたということで、私たちも非常に感謝しているところです。その部分の文言になってしまうのですが、free、prior、informed と並列になっているところから考えると、この書きぶりですと、事前に十分な情報が提供された上でのということになっていて、prior が informed にかかっているように読めるなと感じております。

その点はクларリファイさせていただきたいとは思っているのですが、自由な協議、それから事前の協議、それから十分な情報が提供された上での協議を通じてということだと思いますので、書きぶりを例えば事前のというふうに書いていただくようなことができないかと考えております。事前という言葉ですけれども、私たちは非常に重要だと考えておりまして、プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合に、及んだ後ではなくて及ぼす前に協議をしていただくという意味があると思いますので、書きぶりを少しご検討いただければと考えます。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

波多江さん、ご指摘ありがとうございます。そうなのですね。ここのところは少し悩んだところであることは正直に申し上げます。まず考えなくてはいけなかったところは、FPIC と一部で言われています free prior informed という言葉を文字どおり訳すと、自由で事前の情報を与えられたということなのですけれども、これをそのままやるとよくわからない。事前のは何にかかっているのかがよくわからない。日本語に直すときにとても大切なのは、私たちは FPIC という言葉をそのまま使わないというスタンスです。FPIC と書けば通じるというものでもないで、新しく取り入れた言葉としては、ユーザーの皆さんに何の事前なのかは伝えなくてはいけない。そのとき何なのだろうということ考えると、合意より事前だというのは、それはそうなのだと思います。おそらく世銀の言葉はどこまで読んでも prior として書いてないので、prior to 何々の何々を取っているところがあ

りませんので、実はわからないのです。ですから波多江さんのおっしゃったところが正解なのか。正解をあえて世銀に求めるとすると、直接的な文言からは読み取れない。

ただ、それはそうなのだろう。私たちの条文の場合には、協議して、合意して、その上で影響に関する対策が起きるとかいうくだりですから、理論的には仮に波多江さんのものだとすると、書かなくてもわかるのでしょうか。先住民族のところでは事前の同意と言っているときに、あそこも事前の何なのかは書いてないけれども、それは移転する前ですよというのが自明に読み取れるから書いてない。波多江さんのところでは、自明であればあえて書く必要はないのだろう。それは一つある。

ただ、おそらくユーザーの方というかプロジェクト実施者にきちんと守っていただきたいということであれば、おそらく十分な情報提供よりも前に、十分な情報提供が協議や合意より先にあるべしというところをある意味私たちは踏み出しているかもしれないと思うところもちょっとあるわけです。当たり前のことを条文で書いていることではなくて、あるべき姿としてはこうなのではないですかと。これも当たり前といえば当たり前なのですが、インフォームド・コンセントが事後だったらどうするんだという話ですよ。情報が、私たちが見に行ったときには、いかにもこれだけのものを見せましたと言っているけれども、実は嘘で、説明のときには口頭でペラペラペラッと話して、みんなわかってないんだけれども、協議をやりましたよということだと、これはよろしくない。

むしろここであるべき姿としては、先にまず情報が何らかのかたちで公開なり提供なりのかたちであって、その後に協議がなされて、なおかつ束縛されていない。自由だ。何か結論ありきということではないというところを書いてみたのですけれども、これはある意味意識ですので、直訳のほうがわかりいいということであれば、私たちはご提案者のここに即して事前にと書いたことで、少なくとも協議より前だよ。この場合には協議が合意より前だということしか読み取れなくなるのですけれども、それはもっともな話なので、どうなんですかね。ご提案された皆さんとしては、そのとおりというのも一つあると思うのですけれども、皆さんはいかがでしょうか。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

実は話している内容が必ずしもきちんと伝わってないなということを今、感じました。というのはここで問題になっているのは、何と何の前後関係かということだと思うのです。私たちがここで prior というのは協議にかかるのではないですかと申し上げているのは、まさに協議とプロジェクトの前後関係が問題だと私たちとしては思っているということです。ではプロジェクトのどの時点なのかというと、おそらく難しい問題があって、私たちも例えば世銀の文書などをいろいろ見てみたのですが、確かにそこはあまりはっきりとは書いてない。Prior としか書いてない。

しかし私たちが問題にしたのは、プロジェクトに関する決定だったら、あるいはプロジェクトの実施かもしれないし、プロジェクトが先住民族に影響を与えることなのかもしれないですが、その前にきちんと合意を得るための協議が行われることということを申し上げたいというふうにここでは思っているということなので、必ずしも情報提供のタイミングが prior という言葉の意味の中でとても重要だと申し上げたいわけではありません。おそらく情報提供が協議より前だということについては、当然 informed という表現の中に読み込めるのだろうと思っています。

例えば医療の世界でインフォームド・コンセントと言いますが、あのインフォームド・コンセントの inform とか情報提供が、実際に患者さんに「はい、この手術やるよ。はんこ押して。じゃあ今から説明します」ということは普通はインフォームド・コンセントとは言わないので、その点についてはおそらく informed という中に読み込める話なのだろうと思っています、prior というのはあくまでプロジェクトより前に合意取得のための協議を行うということが重要だと私たちとしては思っているところです。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

福田さん、補足をありがとうございます。ちょっと曲解していたところがあったかもしれませんが、あったようです。失礼しました。その上で考えてみたときに、これはどうなのだろうというところていくと、ではそれを書いてしまいますか。プロジェクト実施に先立ちとか書いてしまうと、ここの第1ポツというところはかなり広いところを規定している

わけです。当該先住民族コミュニティの合意が得られる、最終的には得るように努める、あるいは協議をするというところと言うと、プロジェクトの是非だと言うと、本当かいというところがありまして、例えばその人たちの権利、採掘権とかそういうものが最終的に確定していくのは、プロジェクトは実施するよ。皆さんには、例えば採掘権に関する協議をしますよとか言って、プロジェクトをやってもいいですか、いけませんかというところから入っていったときに、それは先に合意してしまうでしょう。

ここの条文だと、合意というもので一式全部でかけてあるので、では最終的に採掘権に関する取り決めの合意ということになると、プロジェクトに対する合意よりも後に個別の合意がくっついてくるということはたぶんあると思うのです。住民移転のときもそうです。このプロジェクトをやってもいいですか、だめですかというときに、いいですよと言って、ではあなたたちの個別のお願いはどうですか。こういう補償金ですよ。いや、その補償金では嫌ですということはある得て、協議をして、最終的に合意に至るという、プロジェクト全般に対する合意と、個々人の持っている権利に関する合意は別だということを考えると、福田さんの説明された考え方はもっともだと思うけれども、条文で書くとなかなか難しいのかな。かといって、ここで私たちの書いている条文が、逆を言われてしまったわけですが、当たり前のことをささも先進的なように言ったねと言われるのもなかなか悩ましいところではありますので、ここのところは持ち帰る。

ちょっと確認ですが、場合によっては非常に素直に事前にというところが何であるのかということに対しては明らかにしないと何か問題はありますか。ここを決めないとどういふ問題が出てくるのだろうか。逆に世銀などは決めないでやっているわけですが、ちょっとそこを最後に確認をしたいと思います。

【大東文化大学法学部 苑原さん】

今、NEXI のほうから質問がありましたので、事前にという言葉がなぜ必要なのかについて、国際人権法及び先住民族に関連する国際法制の展開の中で説明させていただきたいと思います。2分ぐらいでできると思います。

まず事前にというのは、実際のところはこういう開発プロジェクトが先住民族の領域とか土地において実施され、資源を開発し、土地を利用するという形態を取る開発の場合には、先住民族の人たちは土地とか資源に対して非常に文化的に愛着を持っており、ユニークな文化を維持・発展させるための貴重なものと考えています。ところが土地とか資源と

というのは、その後から来た人たちからみれば十分に自分たちの開発のために利用されるものとして考えられていまして、ほとんどの場合、国家は、例えば鉱物資源に関しては鉱業権とか、土地に関しては農業法制において国家が独占するというやり方をします。そうするとそれをどう開発するかは国家が許認可をするという許認可行政の対象になってくる。

そうなる先住民族が住んでいる、もしくは先住民族の人たちがもともと占有していた土地の利用について、誰がまずその利用を認めるかということ、先住民族の人たちではなくて、国家が、行政がですが、事前に鉱業権とかいろいろな権限を開発事業体に付与するかたちを取るとというのが事前ということの一つのニュアンスになります。ですから鉱業権その他の開発事業に対して権利を与える前に、そもそも影響を受ける先住民族コミュニティなり、先住民族の国家なり、先住民族集団全体が話し合いをしてもらいたいというのが事前という意味です。ご理解いただけましたでしょうか。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

私たちの要望としては、事前というのが協議にかかるということが明確になれば、特に事前が何の事前なのかということをやわざわざこのガイドラインに書き込む必要までではないのではないかと思います。この段落自体はプロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合ということで始まりますので、それはプロジェクトが先住民族に影響を及ぼす前なのだろうということは自然に読める話なのかなと思います。今いただいている文案だと、事前は情報提供にかかっていると思います。協議より前に情報提供というふうにやはり読めると思うので、それは私たちとしてはちょっと違和感があるなと思っているところです。以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

苑原先生、福田さん、ありがとうございました。そうした諸点を踏まえて、どうい

たちにするのか再度8日にかけてさせていただきます。おそらく事前のという単体の言葉にしても、3者それぞれどこなんだという、いくつか何にかかるんだという意見は出たのですが、いずれにしても明らかに事後のというのは、実務上の運用解釈でいくと、何かに対して明らかに事後ではいけませんよという、早いに越したことはないというところはあるつつも、それぞれ今、言っていた概念の中のいずれにしても、それらの概念よりも事後になっているということはよろしくないだろうなというところで運用解釈をしていくものなので、おそらく事前のという表現の中でも十分カバーできるのかなということで検討させていただければと思います。ありがとうございます。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【個人 宮淵さん】

先住民族のところはたいへん文言を考えられて作られておられると思います。ただ、事業実施者の方の発言が全然なかったので、私のほうで発言させていただきたいのですが、先住民族の問題で現地政府が先住民族と認めていない場合、我々はそういった政府とこのガイドラインに基づいて話し合いをしてプロジェクトをまとめていかなければならないというかたちになります。

ずっとこの文言を読んでいたのですが、こういうことはできないでしょうか。例えばいちばん最初に当該国で認知されている先住民族コミュニティに対してプロジェクトがうんぬんというような一文を入れていただくと、実行する部隊としては大変な労力を使わないで済むと思います。

もしこれが全体の文章の中であまり整合性がないという意見がありましたら、実は第2部の冒頭のところに、以下に示す考え方に基づき、プロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則とするということで、そのとおりなのですが、実際にいろいろ実施報告書などを見ますと、ワールドバンクとJBICさん、NEXIさんでは立場が違うということがわかってきた。それはプロジェクトにかかわるタイミングの問題、それからそれをプロモートする手段の問題、それからいちばん大きなのは対象の国の問題、途上国ではなくてそれなりのプライドを持った国に融資しなければならない。そういったいろいろな違いがわかってきた。

それからもう一つは、ワールドバンクのやり方でどうもうまくいかない国があるということ、すでにご存じのようにアフリカとか、それからイスラム社会ではほとんどやったことがないということがありますので、この第2部のいちばん最初に、プロジェクトを実施する当該国の社会制度及び慣習を尊重しつつ、あるいはを踏まえというような一文を入れていただければ先住民族のところは書かなくてもいいというかたちで、ぜひこのあたりは実施報告書の趣旨を生かすというかたちで産業界のほうの考え方というかたちで考えていただければと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

宮淵さん、ありがとうございました。何回か前の会合に戻ってしまうのかなという、焼けぼっくにガソリンを200リットルぐらいかけてしまったようなところはあるわけですが、そこについては一度議論も、大きな審議もさせていただいていく中で、具体的には三つ目の のところで、先住民族のための対策はという後に、プロジェクトが実施される国の関連法令等を踏まえつつというかたちで、この点、先住民族とは何ぞやというところから実はここの議論は始まったわけですが、そのこのところの一つの結論としては、ここにこれを入れていくということで、今あるいはと言われた部分がある程度入っているということです。

それともう一つ、産業界の皆さんに誤解がないように、誤解を解く意味で申し上げておくのですが、私どもとしてはこうしたところで文章がいっぱい入って、たぶん宮淵さんの発言も、福田さんあたりから NGO さんの意見を取り入れていただいてといったあたりで、「JBIC/NEXI、へたれか」とか思ったかもしれないですが、そういうことではなくて、ここはなぜ書いたのかというと、ここのところは結局プロジェクトの持続可能性というところを考えている。

どういうことかという、先ほど苑原先生からもあったとおり、おうおうにして先住民族の人がコミュニティを構えているところになぜか資源があるのです。これからさらに資源獲得ということで皆さん日々ご苦労されていると思うのですが、今まで荒地だったようなところからレアメタルとか、さらに掘ってみたら石油がとかいうところに、だいたい国

民国家が作られていく中で排除されていって周辺に追いやられた人が行き着いた先のところにあたりするわけです。そうすると、苑原先生からあったように、国家権力との対立というか、あるいは事業をやっていくときに、逆に今、大きな流れとしては、先住民族の権利を、我が国もそうですが、大きく認めていく方向に進みつつあります。

そうするとこうした部分を疎かにすると、あるいは予見可能性ということで、よく読まれると私どもは期待しているわけですが、こうしたところで JBIC/NEXI のガイドラインをちょっと読んでおくと、こういうプロセスを踏まないといけないんだねというところで多少なりとも思い出していただくプロセスを踏むことによって、むしろ不用意な、プロジェクトをやってから、実はこんな権利があるんだよといって訴訟になってしまうとか、先住民族の方との関係がうまくいなくてプロジェクトがうまく続かない。これは別に日本企業ではないのですが、大きな資源メジャーさんなどで現実に起きている話です。中にはもうプロジェクトの継続が危ぶまれているようなものもあるということが 21 世紀になっても現に起きている。

そういうところを踏まえて、厳しいノルマを課すということではなくて、むしろ皆様としているいろいろな事情もある中で、しかしこうした点はぜひやっていただきたい、あるいはやるのが望ましいですよということを、ささやかながらお願い申し上げる。あるいはお伝えするというスタンスですので、そのところをご理解いただければ幸いです。以上です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【個人 宮淵さん】

どうもありがとうございました。稲川さんとそれほど意見が違うわけではないし、よくこの先住民族の文言も練られていると私は評価しています。ただ、私どもの立場としては、実質的な業務をする上で、将来的な持続可能性にあまり関係ないところの努力を要求されるのはちょっと辛いということなのです。確かに将来的に考えて、これは持続可能性上必要だということがあれば、我々はやるつもりは当然ありますが、そういった意味ですので、決して誤解しているというつもりはありませんので、その点は理解していただきたいと思えます。

それから先ほど言いましたように、2項のところ、これはJBICの藤平さんに前に確認したのですが、実行ベースのときには例外がある。だから原則だというようになっていきますけれども、そのところの書きぶりですが、例えばこの2部、あるいはNEXIさんの別表の1を、日本の企業だけではなくて、英訳されて、当該国の政府にも当然提示され、このようにやりますよということで要求するわけですから、したがってそのあたりの記述も考えていただきたいと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ここのところは、変な確認の仕方で申し訳ないのですが、宮淵さん個人のご意見なのか、産業界を代表して言っているのか。個人と言いながら産業界を代表してということと言うと、ここのところに産業界さんとしては不同意、あるいは何かを付けないと改訂できないというご認識なのでしょうか。今までの会合の中での議論の積み重ねの中ではそのようなものとは受け止めていなかったのです。このようなご意見をはっきりうかがったのは今回初めてですので、一人ひとりに聞くのはおかしい話ですが、宮淵さん個人ですか、産業界全員の代弁をされているのでしょうか。個人のご意見ですね。

私どもとしては、今、解説しましたとおり、ここにそういった deviation を付けるということではなくて、この案をもってガイドラインの改訂というかたちに進めてまいりたいと思いますが、宮淵さん以外の方で、このままではこうした文言としては問題があるという方がいらっしゃればご意見を承りたいと思います。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

先住民族につきましてはこれまで十分議論をいたしましたし、当方からも少なくとも先住民族につきましては定義というものは無いという認識ではありますし、そこは国際的には出ております。そういった中で現地でやるとしますと、当然のことながら現地の法令、現地の制度等を確認しながら、彼らが先住民族であるのかどうか、どういうふうに認識されているのかということを確認しながらもやらざるを得ないので、あそこにちょっと違った方々がいるから、私たちは先住民族ですと言われても、当該国でどういうふうになってい

るのか。宮淵さんが言われた当該国で法令等で認知されているというのは、実際やっていく上ではやらざるを得ないことになっていきますし、その意味で、先ほど稲川さんが言われた3ポツ目のところでも、一応ここで、法令を踏まえつつというところでも入ってはいるのかなとは認識はしております。例外のところは、宮淵さんが言われたそのところは特段は意見はございません。

【司会】

ありがとうございました。この点、他にご意見ございますでしょうか。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

原則の例外という観点でいけば、私どもの10ページになりますが、第2部の冒頭に、これは現行と変わらないわけですけれども、以下に示す考え方に基づき環境社会配慮が行われることを原則とするということがもう入っていますので、それ以下のすべての項目について例外はあり得るという認識ですので、あえて先住民族とかそこらへんにさらにまた原則というふうに入れていないというのもそういう理由だと思っております。

それからもう一つ、これは本当に思いつきの話ですけれども、先住民族の第2パラのところで、メコン・ウォッチさんからあった、事前にというのがかかるのが情報提供ではなくて協議だということを表すという意味では、一つの案としては、「十分な情報が提供された上での」の前にある「事前に」というのを取って、実際には十分な情報が提供された上での例えば自由かつ事前の協議を通じてというのものもあるかな。これはジャストアイデアですけれども、そんなふうにした次第です。

【大東文化大学法学部 苑原さん】

今のJBICさんのご提案についてコメントさせていただきます。事前にというのを先ほど質問があって私が答えたときに正確に伝わっていなかったかもしれないので、正確に言いますと、多くの国の法制度は土地とか地下資源については当該国家の所有権に属しています。したがってその資源開発においては国家が許認可権を持っているわけです。その許認可権を行使する前に関係する先住民族の人たちとプロジェクト実施主体とのあいだで、場合によっては資金を提供する第三者機関でもいいでしょうけれども、それらのステークホルダーたちがちゃんと事前に話し合いをして、そしてお互いになぜこの土地の資源が必

要なのか、そしてそれにおいてどういう利益が発生して、そこに住んでいる先住民族の人たちにどういう影響を与え、利益をどう配分するかということを自由に話をするということが重要であって、それで協議という話が出てきたのだと思います。ですから事前にといたうのがあくまで何の事前にといたうことがを明確にしない限りは、どこに置いておいても問題が出てくると思いますので、やはりプロジェクト実施に対する国家の許可の前にといたうふうに解釈するようにお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

苑原先生、ご意見ありがとうございます。このところは端的に言うとなましいところでは。というのは国家がどういつタイミングで行うかというのは、まさにこうした点を産業界の方は気にされているのですが、国家が先住民族に対してどのようなアプローチを取るかはその国によってまちまちです。また国家に対してはプロジェクト実施主体とか民は官に弱しということですので、そのところは左右できませんし、仮に当該国でそれを事後に行つたということをもって、つまり当該国の国家が当該国の法制に即して行つたアクションをもって、つまり不可抗力をもってお客様の事業を差し止めたりすることは、私どもとしてはしがたいものだといたうことです。

プロジェクト全般を見たところで、先住民族の持っている権利やプロセスを明らかに侵害するものということではまた別として、それはあつてはならないことだと思つたのですが、そのところを厳密に書いてしまうと、やりづらいつからだめというよりも、非常に束縛されてしまう。あるいは世銀以上に、世銀はそこまで書いていませんから、束縛されてしまう。あるいは私どものプロジェクトのプロセスはまちまちですので、事後に入つても、その国がコンサルテーションをやってしまいましたと。仮に事後だったときに、ではそのプロジェクトには保険や融資はできないのか。決してそういうことでもないと思つたのです。

別に先生のご意見を無視しているということではないのですが、これまでの議論を総合的に勘案する中では、むしろそのところは世銀の言葉にある種忠実に、十分に情報が提供された上での自由で事前のといつたところは素直にやることがかえつて、三方一両の得ではないですけれども、誰にとつても齟齬はない。あるいはそれをやつたからといつて、

苑原先生のご提案のところが無視される、侵害されるというものでは必ずしもないというのが私どもの認識です。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【日本貿易保険 小泉】

2 ポツだけ読みますと、事前に十分な情報提供がされた上での自由な協議を通じて合意が得られるように努めなければならないと書いてあるのですが、3 ポツでは、先住民族計画の作成にあたりうんぬんで協議が行われていなければならないとありまして、併せて先住民族計画の作成にあたっては協議が行われていなければならないというかたちになっているのですが、このままではだめでしょうか。今、議論が1点だけに集中して、事前という言葉の位置だけに集中してしまって、文全体の意味ということからの議論がなかったので、念のためにご確認させていただきたいと思います。

【司会】

苑原先生、どうぞ。

【大東文化大学法学部 苑原さん】

三つ目のポツの中に言及されている世銀のセーフガードポリシーOP4.10、これは10年前のODAを改正したのですが、基本的には先住民族の土地及び資源に関して世銀が借受人に融資をして、それによってプロジェクト開発をして行う場合の配慮しなければいけない事柄が書いてあるガイドラインという位置づけになっております。その際、まず先住民族自身がこのプロジェクト実施によって影響を受ける。その影響を緩和させなければいけないといういちばん最初のポツの大原則が書かれてあります。

それを実施するために世銀のセーフガードポリシーには別個対策用の先住民族計画を策定するということが項目としてあるわけですが、それが一つセーフガードポリシーの柱になっていますが、その柱とはまた別に、FAQに書かれていますILO169号条約とか、国連の先住民族の権利に関する宣言でうたわれている要件として、事前に十分な情報を提供された上での協議もしくは合意がなされるべきであるということが、そこに国際的な宣言、

条約の考え方に従ってあるということで、これはセーフガードポリシーとは別個の次元で、国際法上原則として出てきているということで、両者は重なるところがありますが、また別の規定に根拠を置いた考え方、条項だとしてご理解ください。ご理解いただけましたでしょうか。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

2点ほどあります。実は今、小泉さんからいただいたポイントは、どういったことをおっしゃりたいのかよく理解できなかったのですが、2段落目と3段落目が別の概念であるというのは、私も苑原さんと同じ意見で、2段落目の合意に向けた協議というのは、これは何度も申し上げていますが、プロジェクトそのものに関するものですし、3段落目は対策についてきちんと協議しましょうと。対策についての部分は、計画の作成にあたりというふうに書いてあるので、これも計画の作成段階、作成中に行われるだろうということは、おそらく3段落目については十分読めるのかなと思っているところです。

それからこれは私の意見ということになりますが、この2段落目の事前のタイミングについてきちんと書き込むということはそうとう困難で、相当の分量を要する話ですし、それを一般化してここに盛り込むというのは難しいのかなと思うので、先ほどの藤平さんのご提案で構わないと私は思っています。以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

いろいろなご意見が出たところではございますが、ひとつおりこのところをおさらいしてみますと、先住民族コミュニティと先住民族というところの書き分けという点が1点、それからFAQの若干の文言の修正が1点、それから本文の中ではもう1点、事前のという部分の置き方ということの3点です。この点については8日の会合の際に再度ご提案させていただくというところです。

最後にちょっと議論になりました2ポツ目と3ポツ目の違いというところは、私どもは違いがわからなくてやっているわけでは決してございませんで、3点目のところが世銀 OP の中での先住民族計画の策定のプロセスとしてのものであって、俗に free prior informed consent とか consultation と言われているもののプロセスと言う協議とは異なるものであるということは存じております。2点目については、なおも申し上げさせていただきますなら、私どもはここはいかなるものから依ったのかというところでは、これはあくまでワールドバンクの世銀 OP の中で規定されている free prior informed consultation に即して規定しているものですので、国際法等のその他のところによるものではないということは念のために申し上げます。

これはもうすでに議論も終わっているところですが、その点は誤解がないように申し上げておきます。ここは誤解がないように、わざわざ FAQ において国連宣言等が私どもが依拠するものではないということを書かせていただいているので、この点は議論する点ではなく、私どもの認識として固まっているものですので、最後にはなりますが、この点を申し上げて、この部分はよろしいでしょうか。

【司会】

ありがとうございました。この先住民族の点はよろしいでしょうか。

それではただいま稲川さんがまとめていただいた部分については、改めて8日、来週の月曜日にご提案があるということにさせていただきたいと思っております。

時間がけっこうたってしまいましたが、このあたりで休憩を取らせていただければと思います。25分からまた始めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(休憩)

【司会】

それではそろそろ時間でございますので再開させていただければと思います。それでは JBIC のほうから申し上げます。

【国際協力銀行 松田】

先住民族のところが終わりましたので、次に16ページの別表2の住民移転計画のここ

るになるかと思うのですが、1点だけ JBIC のところで間違いというか記載がちょっとおかしいところがあります。16 ページの 2 . - 別表 2 としているのですが、何も考えずに前ページの 15 ページの EIA 報告書の別表のそれに合わせるかたちで書いてしまったのですが、2 . - と付けてしまうと、EIA に付随するものという印象を与えてしまいますので、ここは整理して、別表 2 なら別表 2 だけにするとかいうふうにしたいと思っていますので、そこだけちょっと補足させていただきます。

では別表 2。住民移転計画にかかわってご意見、ご質問等があればよろしく願いいたします。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

住民移転計画に関してはいくつか文言上のコメントがありまして、お話をしていると長くなって時間を取り過ぎてしまうかもしれないと思って、書面で持ち込ませていただきました。横置き「別紙 2 住民移転計画」に関するコメントということで、わかりやすいように OP4.12 の Annex A を右側に、左側に今回の改訂案を持ってきたものです。おそらく JBIC/NEXI さんのこの訳は、この Annex A の各項目の中身を見ながらわかりやすいように要約されていったのかなと思ってございまして、非常にわかりやすい、使いやすいものになっているのかなと思っております。

ただ、文言上誤解を招くかもしれないな。あくまで要約ですし、それから翻訳については非常にわかりやすさを目指されているなという過程で、翻訳ですので解釈の余地は若干出てくるのはやむを得ない話かなと思っております、私の提案させていただいたものが必ずしも適当なのかどうかは最終的にはご判断で検討していただければという範囲のものです。

文言上のコメントとしましては3カ所ありまして、このペーパーの2ページの2ポツ目です。影響を受けるコミュニティ間の相互関係というふうに翻訳されているところですが、内容などを見ますと、地元のコミュニティの中にある社会的なネットワークとか互助システムを指しているものと思われまますので、こういうような訳を提案させていただいております。

それからこの項目は二つありまして、いちばん最後に and how というところで付け加えられていますが、それらのものが事業により受ける影響も付け加えています。

それからその下のほうで、移転に係る法的枠組みの原案で、強制収用と訳されているところですが、これは日本の土地収用法で言う土地収用なのかなということで土地収用という翻訳にしております。

それからいちばん最後の4ページ目です。世銀のOPではモニタリングと評価のところですが、これも内容を見ていますと、必ずしも移転担当機関のみではなくて、いろいろな側面を含んだモニタリングということが書かれていまして、もちろん一義的には移転担当機関なのかもしれませんが、ここで項目の中に書いてしまうとそれだけだという印象を与えてしまうので、これは取ったほうがいいと思います。その3ヶ所です。

それに加えて、いくつか項目だけでは内容がわかりづらい、あるいはJBIC/NEXIさんのガイドラインに即しても、あるいは世銀のOPに即しても、考え方をユーザーの方に理解してもらう上で重要な点を下線部で書いています。このそれぞれに対しては重要だと思う理由を書いてあるところと書いてないところがあるのですが、括弧書きのようなかたちで書かせていただいております。これも取捨選択ということで、あくまで最終的にはご判断なのかなと思っておりますが、ここらへんを加味していただくと、さらにわかりやすいものになるのかなと考えています。以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

満田さん、わざわざ書面を作っていただいて、貴重なご意見をありがとうございました。文言のほうは私どもの判断ということですので、持ち帰って、可否、あるいはどういうかたちで取り込むのかというところは検討させていただければと思います。なにぶん私たちも昨晚というか今朝というか、そういうタイミングでしか見ていませんので、統一的なコメントはしがたいところではありますけれども、携わった人間として、ちょっと誤解を招くかもしれない言葉というところだけは私どもの認識を示しておきたいと思います。

1点目のところ、影響を受けるコミュニティ内の相互関係というところは、実は私たちはこの英文を見る限りこの訳にはならないだろうと思っています。いちばん最後の移転対

象コミュニティの社会的、文化的特性というところが、どう読んでもこれはコミュニティ一つひとつの中のインナーの特性とかそういうものが書かれているというところから考えると、この二つ上の、番号で言うところの 4番は違う概念であろう。

なんとなれば英語で読むと the patterns of social interaction in the affected communities というところで affected communities と複数になっていて、その interaction ですから、通常相互関係を表すというところが、英文を素直に読めばそうなるのだらう。コミュニティ内であれば違う英語の表現になっているはずなので、実際その後ろについてくるものもそう捉えたほうが、いちばん下のボツとの関係の中でも明確になってくるのではないか。コミュニティ内とすると、4番目との区別がつきがたいというところがあって、いちばん怖いところは、解釈次第でということはそのなのですけれども、事実と異なることを書いてしまって、こうですよと伝えるところは最も望ましくないところですので、ここのところはよくよく確認していきたいと思います。

ちなみに世銀の東京事務所がここの部分の項目の日本語の訳を出しているのですが、これが実はちょっと……。例えばその次のところと言う強制収用と土地収用のところはどっちなのかなと思ったのですが、世銀側で書いてあるものを使ってみたら、案の定というか、ここは他の文脈から考えて土地収用と解したほうが日本語として正しいのだらうなというところで、間違えていたりするので、世銀の東京事務所があくまで便宜上訳しているので、オフィシャルなものではないからということなのですが、必ずしも正しからずというところで見ても、その中でも今言った点は触れてないのでなんと判じがたいのですが、私たちとしては、同じ重複の内容はいくらなんでも載せないだらう。そうすると違う概念ということという、コミュニティ内とコミュニティ間という訳は間違っていないのではないかとちょっと思うところです。

いちばん最後のところの移転担当機関が入っていることというところは、全部通して読んでみると、いちいち移転担当機関という言葉の中に他のいわゆるオフィシャルエージェンシー以外のものが入っているというのはかなり初めのところから書き始められていることなので、そこをいちいち何と何と何と何と、かえってややこしくなって、そういう中には入っていればとか、必要ならばということで含まれている人たちもいて、必須に入っているのはやはりオフィシャルエージェンシーなのかなというところで、私たちとしては移転担当機関によると書いてあっても、クリティカルな認識の間違いは生まないのではないかなとも思うのですが、そのへんで誤解があるようでしたら、ここは別に直されている

案でも意味は通るのかな。誤解を与えるというところについては、こちらの不適切な訳もあるし、修正案もちょっとどうなのかなというところもありますが、よく判じていきたいと思えます。

それから世銀 OP の考え方をどこまで伝えるかということですが、この条文はあくまで間違えてはいけないのは、これはむしろ第 2 部のところのそれぞれのパートのところ、何々計画には世界銀行のセーフガードポリシーの Annex に規定される内容が含まれることが望ましいということで、本来ユーザーの方たちにも OP の Annex をちゃんと読んでくださいというところはもともと規定しているわけです。ここで書いてあることに把捉されるわけではない。

ただ、いきなりここだと、世銀の OP どこですかという話もあるので、ちなみにこういう内容のものが要約としてありますということですので、要約の意味するところは逐語で英文和訳をしたものでもありませんし、何らかのメッセージを持たせているということでもありません。その中では住民移転計画のところについては項目のところを基本的に書いて、項目単位で書いて、それ以外のところで日本語として意味することが明らかに直訳では伝わらないところは、若干意訳はかけていますけれども、基本的にここが大事ですよとか、ここはポイントですよという恣意的な部分はかけてない。恣意的と言うとちょっと誤解があるかもしれませんが、何らかのバイアスをかけてはいけないということで機械的に分けています。そういう意味ではある項目を取って、ある項目は取っていないという訳は基本的に行ってないです。そのところは踏まえていく中で、黄色で塗っている部分ですか、追加的な文言というところはそういう価値観の中でモディファイさせていただくということでご理解いただければと思います。こちらからのご説明は以上です。

【司会】

ありがとうございました。その他、別表 2 に関してご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【国際協力銀行 松田】

よろしいということであれば、次に 17 ページの別表 3、先住民族計画に移りたいと思えます。こちらのほうでご意見、ご質問等あればお願いいたします。

【司会】

波多江さん、どうぞ。

【FoE Japan 波多江さん】

先住民族計画、別表3のところで2点あります。1点目ですが、傍線が引っ張ってあって箇条書きになっていますが、傍線の四つ目ですけれども、協議機会を保証するための枠組みというくだりがあるのですが、これが、私の日本語能力が悪いのか、ずっと落ちないところがありまして、協議を保証するための枠組み、あるいは協議への参加を保証するための枠組みというような文言に変更していただくことができないかということで一つ提案させていただきます。

もう1点ですけれども、最後から二つ目の傍線のところですが、括弧書きのところですが、当該国司法制度及び当該先住民族コミュニティの慣習的紛争仲裁制度が考慮されることとありますが、当該国司法制度となっているところで少し疑問がありまして、世銀のOP4.10のAnnex Bを見てみますと、judicial recourse and customary dispute settlement mechanismsで、among the Indigenous Peoplesとなっておりまして、最後の先住民族の部分が司法制度というかjudicial recourseのほうにもかかるのではないかと考えております。一概に司法制度といっても当該国だけの司法制度ではなくて、例えば自治州で裁判制度があるということも考えられますし、当該国は少なくともここで明記するのはちょっと違うのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

波多江さんから2点指摘がありまして、1点目の協議の機会というところですが、何を保証しているのだろうかというところで、協議機会という名詞を二つつけたものがわかりづらいということであるのか、直すと言っていた中身が協議の結果でしたか、結果はたぶん保証できないと思うので、ここが意図するところは協議機会なのかなと思うのですが、確かに名詞が二つ並んでいるのでわかりづらいという単純な日本語としての耳障りな話なのか、あるいは内容の話なのか、今のご意見を踏まえて持ち帰りたいと思います。

下のところは、苑原先生はお帰りになってしまったのですが、訳語として、日本語として何が通るのかというところだと思います。波多江さんが言っているところは、概念上そういうことを原文は言っているわけですが、司法制度を、自治州だからとかそのへんがあったわけですけれども、しょせんは国家と国家、あるいは下部機関としての枠組みの中でやっているものは一般的に司法制度というのは公的なものでしょう。私的な司法制度というのはたぶん概念として矛盾しているのではないかというのが私たちの思うところです。司法制度というのは公的なものであると。私的な司法制度というのはどうなのだろうかというところで、あえて対立概念としては、要するに公的でないかたちで先住民たちがもともと持っていたような仲裁みたいなことです。

いくら先住民族が独立的にあったとしても、先住民族独自の裁判などを国民国家の中に入っている中で行うということは、たぶんいかなるところでも認めていないと思います。公的な制度として認知されていないもので私的に裁判を行うということは近代国家においてはたぶんないと思います。それを先住民の制度でやっているということは、独立しているのではなくて、それを国家が認めているということにすぎなくて、私的な制度がそのまま公的な制度と対立概念でまかり通っているということはおそらくないのであろうというところと言うと、司法制度というのは当該国が行ってないとしても、当該国の制度には変わりはないのだからということ、それに対して慣習的な、せいぜいやっていることとしては、平たく言うと紛争仲裁というところになるのではないか。この言葉のほうがむしろ意味するところとしてはユーザーの方たちにもわかりがいいのかな。直訳としては正しい訳だと思うのです。ただ、それが意味として皆さんに通じるのかどうかというところはまた別の問題であるなというところは、私たちが考えた中での結論です。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

今のプロジェクト実施段階での苦情処理メカニズムの括弧の中のところですが、要は世銀のセーフガードポリシーの 4.10 Annex B の要約ではあるのですけれども、この別表 3 自体は JBIC のガイドラインの一部だということで、訳としてどちらが正しいのかということ、実際どんな計画を作っていたのかということが二つありそうな感じがしてい

て、先住民族だけに適用されるというか、そういう司法制度みたいなものも観念し得るのではないかなと私は思っているのです。

というのが当該国で公式に認められた司法制度で、というのが私的な制度かというのは、国によってもけっこう違って、日本は裁判所に調停があるのですけれども、調停なんてそんなの裁判所でやるのですかと他の国の人から言われたこともあったりします。アメリカなどは仲裁を弁護士事務所が両方からお金をもらってやる。日本の場合はそういうことはありませんし、というのが公的な制度で、というのが私的な制度かというのは国によっても違ったりするので、要するにわりとオフィシャルなものであっても先住民だけに使われるようなものがあって、そういうのも含んでいるのかなと思うのですが、ここの先住民族の計画のところに当該国の司法制度及び先住民族コミュニティのなにかと書くと、それもたぶん全部含まれるのだろう。特に当該国の司法制度と書いておくと、司法制度がほとんど機能していないとか、実質的には先住民に対してアクセスが制限されているとか、そういうことも含めて考えて、独自に苦情処理メカニズムを作ってくださいというようなことも読めるので、むしろ幅広くなって、これはこのままでいいのかなと私は個人的には思っています。

【司会】

ありがとうございました。他にございますでしょうか。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

1点だけ質問ですが、ここに三つ並びで別表1、別表2、別表3となっていて、その位置づけは変更されるということですが、別表1に書かれている内容と別表2、別表3の持っている意味は違うと思うのです。別表1は、別表1の内容をできれば含んでくださいという話であり、別表2と別表3は、本文では世銀のそれぞれOP4.12、OP4.10に書いてある内容を書いてくださいね。ここに書かれている訳はある意味説明で、内容は何かといわれればこういうものですよ。ただ、実際に作る時は、できれば原文を見てくださいねというものだと思うのです。そういう意味では別表2と別表3は位置づけ的にはFAQ的なものなのかなと思ったのですが、本文のほうに書かれた理由をもしよろしければ教えていただきたいと思います。

【司会】

ありがとうございます。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

今、福田さんがおっしゃったところはしごくもったもなことだと思います。実は私たちも、ここはガイドラインで書くことなのかという認識は、こういう文章に至る中において持っています。また現にやはり起きたんだなというのは、どこまで書くのですかとか、原文との関係というところはあったので、いっそ英語でも思ったのですが、日本国の文書ですからそうもいかずという中で、一旦ご提案の中でこういうもので入れてはみたのですが、このまま引っ張っていくところがどうなのだろうか。記載される事項が望ましいという書き方でよければ、極端に言えばこれはなくてもいいのかな。別表2、別表3がなくて、そのまま2章のところでも……。福田さんのご意見は突き詰めるとそういう話ですよね。突き詰めるとここはなくてもいいのではないか。FAQの中で何がいいのですかとったら、それこそ全部書いてくれという話になって……。

というのは私たちはFAQで書いてあることの拘束力は基本的にはないと思っているのです。注釈的に書いてあるところもあるのだけれども、基本的にそれは拘束力はないので、拘束力のないものところで、正しい訳は何だといってずっと解体新書的な議論をするのも非常に生産性のないことで、生産性が十分でないことだなとは思うわけです。どうなのですか。私たちはなくてもいいという考えはなくはないのですけどね。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

住民移転計画に関しては、これもまたこういうふうな別表をガイドラインに記載するというのは、今までの議論の流れの中での積み重ねの中での帰結だと思っておりまして、もちろんおっしゃることはよくわかるのですが、私はやはりこういうものですよというものがあつたほうがユーザーの方にも親切だと考えています。私があれこれコメントしてしまったことがそういった迷いにつながっているのであれば非常に申し訳ないと思いますし、それはあくまでこういうことですよということが記載されているほうが重要でして、私として

は別表というかたちでガイドラインに記載されていることが非常によろしいのではないかと思います。

FAQ というものは視聴率からいきますと若干劣りますし、世銀の OP の文章をいちいち読んで頭を悩ましていくというのは、ユーザーにはあまり親切ではないであろうと考えています。そういうことで、こんな感じのものであるということが理解できることが重要なのであって、個々の文言は、もちろん先ほど稲川さんがおっしゃったように間違っただインフォメーションを伝えることは避けなければならないと思いますが、ここで訳文についてギリギリと議論するつもりはありませんし、あくまで読みやすさという観点での要約と書いてありますので、これでよろしいのではないかとというのが私の意見です。以上です。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

稲川さんに問い合わせを受けたのでお答えしておきますが、たまには NGO 間で意見が違ってもいいかなと思いますが、私は、これは論理的にはなくてもいいですし、あることで若干誤解を与えてしまう部分が出てくるかなとは思っています。しかも実際に作成される方は結局は OP を読まざるを得ないという中で、ここにこういうものがあるというのは参考資料としては悪くはないと思いますが、プラスマイナスを考えたときに、本当に必要なのかなというのは私自身は思っています。

特に例えば先住民族のところなどは、例えばコミュニティが入るのか入らないのかとかいう世銀で規定している内容と JBIC/NEXI で規定している内容に若干違いがあるときに、同時に別表 3 というのが日本語でここに別途付いている。では JBIC ないし NEXI のガイドラインの中での前後の整合性はというような微妙な議論も出てくるのかなという気がするので、私は別にこれはなくてもいいし、もし参考資料ということであれば、参考資料という位置づけでまた別途何かお作りになられればいいのかと思っています。

【司会】

ありがとうございました。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

やはりこれは議論の帰結ということで、このコンサルテーション会合が非常に重視していたのは、議論の今までの経緯だったと思います。とくに住民移転計画に関しては、こういかたちで住民移転計画に関しては別紙のようなかたちで付けることにしましょうということを議論の中で納得して作られたということだと思うのです。もちろん参考資料だと思います。EIA との位置付けが違うというのは、私もそうだと思っているのですが、ただし EIA についても、私の経験上ではありますが、もちろん活用されて、ユーザーの方はこれを読んだり、あるいは関係者の人は読んで、こういうものが基本なのだとは思いますが、このとおりになっていることはめったにないというものかなと思っております。ですからあくまで望ましい原則ということなわけです。私はガイドラインは使いやすく、かつわかりやすいものであるべきものだと思いますので、こういった重要な文書については、こういったかたちでの要約を載せることは非常に価値があるし、貴重だと考えております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

議論というのは最後までやってみるものなのだなというのは、おうおうにして時々プロジェクトでもあるわけですが、積み上げてきて、非常に必要だと思ってやってみたけれども、帰着点できあがったものを見たら、これなくてもよかったよねというのは、日本では橋などで、橋の関係者の人がいたら申し訳ないですが、時々あるわけですけれども、こういうところはこれはあるのかな。もともと先住民族計画とか住民移転計画の中で、こういう別表で示したほうがいいのではないかというのは、もともとこれを守るとかいうために作ったものではないので、まず一つ間違いなくあるのは、これは単に参考で載せているという位置付けは皆さん誤解がないところだと思います。

ガイドラインというのは基本的にユーザーさんを拘束するものなのです。拘束するかどうか、守ってくださいよというものが書いてあるのだけれども、ガイドラインの中にありながら、ここの部分は実は拘束していないのです。単に守ってくださいと言っているのは、世銀の OP の Annex に書いてあることができるだけ入っていることが望ましいですよとい

うルールであって、ここに書いてある和文は正しくはご参照なのです。いきなりそれを貼り付けるわけにはいかないのです、ちょっとご覧になってみて、こんなものなのですよ、ご承知おきくださいという意味で載せているということで、まず一つの規約としてのガイドラインという点でいうと、福田さんの尻馬に乗るわけではないですが、もともとそこについてはどうなのだろうというのは、仕上がりの時点で私たちも正直感じていたところなので、変わった位置付けにしているというのはお気づきになっていると思います。

次に2点目として、であるならばというところで、ちょっとユーザーの方に聞いてみたいと思うのですが、今回私たちがこういう規定を設けました。実際皆さんが住民移転計画を直接作られるというケースよりは、プロジェクトの実施主体の方が別にいらっしゃるというケース、それは外国人、日本国の方でない場合のほうが総じて多いという状況の中でおうかがいします。

これがなくても、こういうものを作ってくださいとあって、できるだけ世銀の OP の Annex に入っているものがよいのだよという、私たちのガイドラインに即しようとした場合、これがなくても、世銀 OP を見つけてきてお客さんに見せるということでも差し支えがないでしょうか。それともやはりこういう何がしかの日本語がガイドラインあるいは別のところに書かれていたほうが皆様にとってわかりやすいでしょうか。多数決で決めるわけではないですが、ちょっとユーザーの方のご意見を聞いてみようかなと。

【司会】

ただいまにお答えいただける方いらっしゃいますでしょうか。藤井さん、お願いします。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

今のお問い合わせを受けまして、はてさてと思ったのですが、コントラクターの立場からしますと、コントラクターが作るということは基本的にないので、その場合にはこちらで施主さんのほうとか、施主さんはだいたい外国の方が多いので、日本語のガイドラインを見せてもわからないので、そうするとここにあってもあまり意味がない。ただし、投資者の方がいて、こちら外国の方が多いと思いますが、そこに日本企業も当然ジョイントベンチャーとかコンソーシアムとかで入っていると、そこに日本人がいれば、これはこれでまたわかりやすいな。

ただ、実際にやっている場合には結局原文等に、世銀の OP に行かざるを得ないので、我々からしますと、実態的にはあってもなくてもどちらでもいい。あとはガイドラインという法的なものとしてのこれが意味があるのかないのかとか、そういった理屈になるのかな。ですからこれがなくて FAQ にあっても、そちらでもいいですし、参考としてあるのもいい。ただし、私の感覚的なものですが、FAQ もけっこうあるので、FAQ も必ず目を通していかというと、必ずしもそうでもないので、そういう立場からみると、参考としてここにあると、これはこれで目は必ず通すということにはなるかなという感じはあります。以上です。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。お願いします。

【エンジニアリング振興協会 根本さん】

単なる補足ですけれども、現実にかような問題があったときは、日本語よりも英語があったほうが、たとえ日本人でもだいたい読めますので、今も議論したように、ちょっと訳が違ふとかいう議論が錯綜することを避けるのだったら、英文を見てくださいというだけで十分だと思います。ということは逆に言えば、ここになくてもあまり支障はないような気がします。世銀の OP を見てくださいということで十分だと思います。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

藤井さん、根本さんありがとうございました。突然振ってびっくりしたかもしれませんがけれども、率直なご意見が聞けてよかったと思います。このところは問題提起を逆にされたということなのです。簡潔に申し上げますと、法文というか規約としてのガイドラインというのは、必ずしもみんなで話したことが……。議事録とか仲間内のお約束とかいうことではなくて、あくまで最終的には私どもがお客様に対して守ってくださいよというお願い、ちょっと口はばったく言うと、守ってくださいよと言って履行を求める規則ですので、規則というのはステータスというか、規則の中に入れるものと入れないものというのは実

は正しく守らなければいけない。

今までも議論の中で、こういうものはここに書くものではないのではないですかねというかたちで落としてきたものがいくつもあったことは皆さんご承知だと思います。そういう点で私たちも迷いながら挙げてしまったというとな変な言い方ですが、どうなのだろうかという議論を踏襲しつつ載せてみて、やはりちょっと落ち着きが悪いということを自分たちだけではなくて、他の皆様もお感じになっている。違う立場から同じようなご意見があったというところは重要なことと受け止めて、どういう載せ方がよいのか、ちょっと持ち帰らせていただきます。

場合によってはこれが FAQ になじむのかどうかということも含めて、当初から懸念していたとおり、計画のところに文言があると文言の数だけ意見が出るということもありますので、ちょっと考えてみて、8日には、どういう位置付けの中で規定していくのか……。JBIC さんで言う第2部のところの世銀の Annex 何がして書かれていることが望ましいというこの規定の中で規約上は事足りているというのはコンセンサスが取れていますので、あとは便宜の話だと思います。便宜とは、逆にこれを見てしまって、これを守らなければいけないのかとか、あるいはこの日本語のところに逆に縛られてしまったり、英訳の問題も本当はもともと残っているのです。和文英訳にどこまで忠実であるのか。世銀 OP を貼ればいいのかどうかという問題も残っていますので、そのところはよく考えて対応したいと思います。このところは持ち帰りということでご容赦ください。

【司会】

ありがとうございました。それでは次の点に進んでいただければと思います。

【国際協力銀行 松田】

では次に進めさせていただきます。18 ページのところです。一般的に影響を及ぼしやすいセクター、原子力発電を追記した部分です。何かご意見ございますでしょうか。

【司会】

ワイトさん、どうぞ。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

このリストに原子力を入れていただいとてうれしいです。実は私たちは原子力に特殊の問題をこの本文に書くように提案しました。そして入らなかったことは非常に残念だと思いますけれども、いくら私たちがそれを主張し続けても入らないだろうと思いますので、それについて今、しつこく言うつもりはないのですけれども、実は私は早く帰りたいと思いますので、原子力について1ヶ所についてだけコメントさせていただきたいと思います。

最後の20ページに行って、モニタリングを行う項目のところ、2番の汚染対策、大気質、水質などのところに原子力関連プロジェクトがあれば放射能の濃度も入っていたほうがいいと思います。モニタリングの項目です。今までそのことを指摘しなかったのは悪かったのですが、今この機会にそのことを提案したいと思います。それ以外に原子力についてFAQに書いていただきました。それもうれしいです。かなりよくまとまった説明はFAQに入っていますので、ありがとうございます。私が原子力についてコメントしたいことはそれだけです。他の議論があれば、その議論が終わるまで私は残りますが、なければ早く帰りたいと思っています。すいません(笑)。

【司会】

ありがとうございました。お願いします。

【日本貿易保険 丸山】

ワイトさん、ありがとうございます。まず私どもとして原子力発電をこの項目として、この項目というのは、先ほどの影響を及ぼしやすいセクターに入れたことについて、ワイトさんから評価を受けたことについて、ありがとうございます。ワイトさんの今のお話は実は今のセクターを入れたことではなくて、ガイドラインの改訂とは直接つながってはいないのですが、モニタリングの項目について新たなご提案として放射能に関することを入れられないかということでした。

これは結論から言いますと、申し訳ないのですが、入れることはできません。その理由はいくつかございまして、そもそもこれまで議論を積み重ねた結果として今、ガイドラインの改訂の案文を提示させていただいております。まず今、ご提案の趣旨そのものについては直接これまで議論してきていないというのがありますが、その前提として、私どもは

原子力の今ご指摘の部分、放射能に関する部分は、別の枠組みで対応しているということでご説明をさせていただいて、基本的にはそういう枠組みについてご理解をいただいている。結果としてガイドラインの改訂のニーズなしということでガイドラインの改訂を現にしていないということです。したがってそこはモニタリングについてもその枠組みの中というか、その文脈の中で全く同じですので、結果、対応することはありません。

一方、実際モニタリングそのもの、現地で、とある国で、例えば原子力発電の事業がなされているとした場合に、その対応はどうなるのか。これは従前、何度かお話ししていますが、いわゆる国際的枠組み、IAEA に従っての国際的枠組みの中で、当該国政府が自らの責任の中でそういったモニタリングを実施している。何か事象が生じれば、それに基づいて通報義務が課されていて、当然にそういったデータは国際的に共有されるものであると私どもは認識しております。現にそれは十分に機能しているのではないかと考えております。したがって今のご提案については基本的には対応することはいたしかねますということです。以上です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

安全確認について他のシステムがあるということになっていたのですが、経済産業省がそれを行っているということですが、国際的な枠組みがいくらあっても、あるいは現地の政府が行っていても、日本政府は原子力に関するモニタリングを行っていますか。JBIC/NEXI が融資とか付保を与えるプロジェクトについて。そして行っていなければ、それは大きな問題ではないかと思えます。

【司会】

NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 青砥】

今のご質問についてお答えしたいと思います。今ご質問の部分は政府で何をやっているかということなので、私どもは正式なかたちで答える立場ではないのですが、IAEA の枠

組みは、先ほど丸山からご説明させていただいたように、世界的には原子力はその枠組みの中で動いていまして、その中で一定期間、IAEA の原子力条約等に基づいたそれぞれレビュー等の制度がありますので、その中できちっと各国がどうかたちで原子力の平和利用の部分がされているかということは定期的にレビューされていると承知しております。ただ、それ以上の部分は国の制度の中なので、私どもは答える立場ではないのですが。以上です。

【司会】

ワイトさん、どうぞ。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

IAEA は定期的なレビューを行っていないのですが、各国がレビューしてくださいと言えば行っています。私が今言おうと思っているのは、原子力を入れるか入れないかという議論の中で、国がそれをやっているから私たちは自分のガイドラインに入れなくてもいいというふうに説明しましたけれども、モニタリングのほうは、国が現地の放射能濃度のモニタリングを行っていない可能性があるから、今までの議論の論理が通じないと思いますので、JBIC/NEXI が支援するプロジェクトで、放射能の濃度がきちんとモニタリングされているかどうかを確認する必要があると思います。それを今の場で受け入れていただければ、私は今言ったこと以上は言えないだろうと思いますけれども、私は強くそのことを強調したいと思っています。以上です。

【司会】

ありがとうございました。青砥さん、どうぞ。

【日本貿易保険 青砥】

今お話ししたところはちょっと言葉足らずの部分があったのですが、IAEA のほうで直接的なレビューではなくて、それぞれの国がそれぞれ定期的な報告をするということはIAEA の原子力の条約の中でやっています。私どもが安全確認をする制度があるというのは、前々回、原子力の中で説明をした際に出ていますけれども、その報告の中で、ちゃんとモニタリングというのはなっているわけですが、實際上、国のほうでする安全確認の中

で、その国の法制度とか、安全の基準はどういったものを採用しているかということは安全確認制度の中で見ておりますので、それは皆様のほうでどういう安全確認をしているかということは、以前、資料を持っていらっしゃるという話をされていましたがけれども、その中でモニタリングをきちっとしているかどうかということは、安全基準はどういうものを行っているかという中には当然その対象としては入っていますので、その中でその国がどういう体制でやっているかということは確認をしていると理解しております。

ですから今のやっていないということについては、直接的な個別の事業について国自体が見ているということではないというご説明でしたけれども、国の制度としては、相手国のプロジェクトをやる事業を実施している国がちゃんとそういう体制を取っているか、また安全の基準ないしはそういったものはどういうものを採用しているかということはきちっと見て、その中には当然 IAEA の安全基準に基づいたモニタリング等についてもどういう体制をしているか、また事業者がどういうものであるかということも、その安全基準の中では定めがありますので、それによって確認をしているというかたちで運用がされていると承知しております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

私どものほうからも補足します。放射能のデータというのは原発の安全性に関するものでして、これについてはこれまで私どもの環境社会配慮確認の守備範囲外であるということをお願いしていました。したがってモニタリングのところだけ一部安全性に関するものを見るというもおかしな話ですから、そういったことからモニタリング項目から放射能の部分は外すと申し上げているのはある意味一貫した理屈です。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

ただいまの藤平さんの発言に関して若干質問したいのですが、放射能を持つ物質が出るという案件は原発だけに限らず、例えばウラン鉱山などでも出るかと思えます。原発の場合は確かに今、説明されたとおりの対応ということで理解できるのですが、そういう特殊な事例をすべてモニタリング項目に書いていないというのが現状だと思われるので、参照

というかたちになっている。ただ、ウラン鉱山などの場合にはそれぞれ見ているという理解でよろしいのでしょうか。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

もちろんそれはケース・バイ・ケースだと思いますが、アプリアリに原発のプロジェクトだからといって放射能も当然見るといのはちょっと違いますというふうに申し上げているわけです。

【司会】

ワイトさん、どうぞ。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

私はそんなに難しいことを提案していると思っていなかったから、こういう議論につながるとはあまり想像していなかったです。私が言いたいことは言いました。そして私はそれを撤回しないつもりです。そして田辺さんは理解したけれども、私はそれを理解していないので、それも繰り返したいと思います。でもとにかく私は忙しいので帰ります。お疲れさまでした（笑）。

【司会】

他にございますでしょうか。

【国際協力銀行 松田】

一応これで今回の案文のポイントになるところはひととおりご意見等をお聞きしたということですが、それ以外に、この点について意見を言うのを忘れてしまったとかいうことがあれば言っていただければと思いますが、何かございますでしょうか。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

非常に迷いつつ発言しているのですが、フィリップさんが実はセクター一覧からモニタリングのほうにジャンプしてしまったので、そのあいだでこぼれているところがあることはありまして、18 ページ目の影響を受けやすい地域の例示のところがあります。今現在、自然環境のところ、アとして原生林と熱帯の自然林という二つが挙げられています。この二つが書いてある理由は私もよく理解して、たぶんこれに関して異論はないだろうなと思っています。

一方で、現在までの議論で、当初私たちが保護価値の高い森林と呼んで、結局帰結点は重要な森林となったところについてですが、熱帯の自然林というのがおそらくこのガイドラインを当初作ったときに非常に気にしなくてはいけない森林の代表格だったと思います。ですからこれがチェックリストなどにも反映されていまして、熱帯の自然林について言及した項目がいくつかあるのです。熱帯の自然林が非常に危機的な状況にあって、注意しなくてはいけないのは今も相変わらずですが、ただ一方で、北方林とかその他の森林、要は熱帯の森林以外にも重要な森林があるのは、この一連の議論の中でさせていただいたわけです。

今回、重要な森林なるものが言葉として登場しまして、著しい転換と劣化はしないよという文言が入ったわけなので、直ちに文言上、重大な森林がカテゴリ A だとは別に読めないわけではあるのですが、世銀の OP を見ますと、世銀の場合、重大な森林の著しい転換、劣化については融資しないと非常に明確に言い切っていて、プラス重大な森林ではない自然林についてはこれこれこれこれこれの条件をもとに融資するかもしれないみたいなことが書いてあるわけです。つまりこれこれの条件の中に環境影響評価的な文言がたくさん入っていて、OP の考え方、それから普通の常識的な考えを言えば、やはり重大な森林というのは気にすべきもの、自然林よりは非常に重要度が高いというふうに解釈できるわけなので、提案としては、この中に重要な森林というものも含まれないかどうかご検討をお願いしたいと思って提案させていただきます。

【司会】

ありがとうございました。NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】

満田さん、コメントをありがとうございました。今のところはカテゴリAに属するもの
のところ、重要な森林という言葉が出てきたので入れられないかということだったの
ですが、私どもの考え方として、今回、新しい言葉が出てきて、重要な自然生息地、重要な
森林というところで FAQ のほうで定義を書かせていただいているのですが、その定義の
中では、実は私どもでもうすでにこう書いてあるような、今の 18 ページの自然環境に書
いてあるようなところとか、あるいは 19 ページの社会環境のところを書いてあるよう
なところなどにありますような、重要な生息地、今のその上に書いてあるような原生林とか
熱帯の自然林、それから 19 ページの上のほうから 5 行目に書いてあるような社会環境の
イのところと言う少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生
活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域というようなところで、このへんの世銀の
考え方が反映されているのかなと考えておりまして、そういう意味では特段新しいその言
葉をこの中に入れ込んでいく必要はないのかなと考えているところです。以上です。

【司会】

ありがとうございました。他にご意見、ご質問、まだ残っているものなどございました
らお願いできますでしょうか。

よろしいでしょうか。では JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

ありがとうございました。では一応ひととおり今日の協議が終わりましたので、その中
で私どもが持ち帰りということで来週の月曜日の会合に改めて検討したものを提示すると
いったものをここでおさらいをしておきたいと思います。

まず 9 ページ目の情報公開のところにかかわって、翻訳版の扱いです。これは FAQ の
ほうに盛り込むことについての検討が一つ目かと思います。次が 12 ページの生態系及び
生物相のところ。これにかかわって FAQ の定義の、要するに世銀のセーフガードポリシ
ーのところとの整合性をある程度保つようなかたちでの盛り込みができないかどうかとい

う話をもう一度改めて検討するということだったと思います。

次が 13 になるのですか、住民移転のところ、苦情処理メカニズムのこの書きぶりですね。次が先住民族、同じ 13 ページですけれども、ここはいくつかありました。先住民族、それから先住民族コミュニティの用語の整理。それから FPIC の事前という言葉の書きぶりを検討。それから FAQ です。これはメコン・ウォッチの福田さんに具体的なあれを出していただきましたが、そちらを反映するかたちということになるのだと思いますけれども、FAQ の書きぶり。

次が 16 ページ、17 ページも併せてでしょうけれども、住民移転計画、先住民族計画の別表の扱いです。そもそもこの扱いについてまずは検討する。これを何らかのかたちで入れ込むという場合には、それぞれの計画の中で、住民移転計画であれば、満田さんからお話のあった文言のところ、それから先住民族では、波多江さんからあった文言を考えていくということかと思います。

以上だと思いますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。ということで来週月曜日、8日の午後1時半。場所は今度はここではなくて、ベルサール神保町のほうですけれども、ただいまご説明がありました JBIC/NEXI が引き取ったものに対する対案の提示も含めて最終的にテキストの確定ということでやらせていただければと思います。はい、どうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

ガイドラインの本文自体と直接関係のないところでお聞きしたいことがあるのですけれども、お聞きしてもよろしいでしょうか。

【司会】

はい、どうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

FAQ の取り扱いについてですが、今回のこの案の中で新しく FAQ に盛り込む点につい

てご提示があったという理解をしております。今現在 FAQ としてウェブサイトによくの項目が載っていきまして、中には、例えば JBIC さんですと、今回円借款の機能が別になることに伴って当然変更しなければいけないポイントもあると思っております。ただ一方で、FAQ は、確かに稲川さんがおっしゃったように拘束力は持たないものかもしれませんがけれども、中にはガイドラインの実施・運用面で重要なポイントが書き込まれている部分もありまして、こういった部分については基本的には残していただきたいと考えておりますので、今回 FAQ の取り扱いについてこの場で確認をさせていただければと思います。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

ありがとうございました。今のご質問に対しては、基本的には現行の FAQ を変えるということではありません。ただ、今まさにご指摘いただいたように、組織が変わるとかいろいろ状況の変化に伴って中身の見直しをしなければいけない部分はあります。そこは見直しをした上で追って公開する。FAQ も公開の対象になりますから公開するというかたちになります。

今回、このガイドラインの改訂の議論の中では、本文のガイドラインの改訂と抱き合わせで FAQ の話もしてきましたので、今回新たに追加するものについて、ここではこのようなかたちで提案させていただきましたが、現行の FAQ の扱いにつきましては、もちろん内容を、本質を変えるということではなくて、必要な調整、見直しはさせていただくことにしております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは今日のところはこれで終了させていただきたいと思っております。長時間ご参加いただきましてありがとうございました。